設置の趣旨等を記載した書類

目次

１．設置の趣旨及び必要性 4
（１）神奈川県立保健福祉大学の沿革と理念 4
（２）ヘルスイノベーション専攻博士課程の設置の趣旨及び必要性 4
２．設置の構想（本課程の特色） 9
（１）神奈川県立保健福祉大学が設置する意義 9
（２）ヘルスイノベーション研究科として設置する意義 10
（３）人材養成の基本的な方向性 11
（４）ディプロマ・ポリシー 12
（５）人材需要の見通し 12
３．研究科、専攻の名称及び学位の名称 12
（１）研究科、専攻の名称 12
（２）学位の名称 13
４．教育課程の編成の考え方及び特色 13
（１）教育課程の編成の基本的な考え方 13
（２）教育課程及び科目区分の編成 13
（３）必修科目・選択科目・自由科目の構成と配当年次の考え方 15
（４）教育課程の編成の特色 15
（５）本修士課程の科目履修 17
（６）教育方法の特色 17
５．教員組織の編成の考え方及び特色 18
（１）教員配置の考え方 19

（２）各科目区分の教員編成 19

６．教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件 20

（１）教育方法 20

（２）履修指導 23

（３）研究指導 23

（４）課程修了の要件 26

（５）博士論文審査 27

（６）履修モデル 30

７．施設・設備等の整備計画 36

（１）校舎等施設の整備計画 36

（２）図書等の資料及び図書館の整備計画 37

８．入学選抜の概要 39

（１）アドミッションポリシー 39

（２）出願資格 39

（３）ヘルスイノベーション研究科の選抜方法・実施体制 40

９．「大学院設置基準」第２条の２又は第 14 条による教育方法の実施 41

（１）目的及び必要性 41

（２）修業年限 42

（３）履修指導及び研究指導の方法及び授業の方法 42

（４）教員の負担の程度 42

（５）図書館等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員等の配慮 42

10．管理運営 43

（１）研究科教授会 43

（２）研究科運営会議 43

（３）研究科入試委員会 43

（4）事務組織 44

11. 自己点検・評価 44

12. 認証評価 44

13. 情報の公表 45

（1）実施方法 45
（2）ホームページによる公開情報 46
（3）その他の公開情報 46

14. 教育内容等の改善のための組織的な研修等 46

（1）教職員研修 46
（2）教員雇用の任期制度 48
（3）教員評価制度 48
（4）授業評価 48
（5）研究成果公表の機会 49
（6）研究倫理のガイダンス 49
（7）教員の短期留学制度 49

１．設置の趣旨及び必要性

（１）神奈川県立保健福祉大学の沿革と理念

神奈川県立保健福祉大学は、昭和 20 年 4 月に神奈川県立栄養士養成所として発足した神奈川県立栄養短期大学と昭和 42 年 4 月開学の神奈川県立衛生短期大学をルーツとし、両校を統合発展させた形で、平成 15 年 4 月、保健・医療・福祉の総合的人材を養成する新たな拠点として設立された。本学は、両校の伝統を受け継ぐとともに、保健・医療・福祉の対象を、様々な側面を併せ持つ温もりのある「ひと」として捉え、その尊厳を大切にした「ヒューマンサービス」を実践できる人材を養成するため、「保健・医療・福祉の連携と総合化」「生涯にわたる継続教育の重視」「地域社会への貢献」という 3 点を基本理念とし、看護師、管理栄養士、社会福祉士、理学療法士、作業療法士等の神奈川県の保健・医療・福祉分野を支える人材をこれまで 6,000 人以上輩出してきた。その後平成 19 年 4 月には、大学院保健福祉学研究科修士課程を開設、同 29 年 4 月に課程を変更し、修士課程を博士前期課程に改め、新たに博士後期課程を開設し、研究・教育内容の高度化をはかってきた。また平成 30 年 4 月には、本学の特色を生かし、教育・研究を一層発展させるため、公立大学法人へ移行した。そして平成 31 年 4 月、従来の社会システムでは対応できない課題が山積しているという認識のもと、次世代及び次々世代社会を見据えた産官学の各領域における人材育成を見据えて、大学院ヘルスイノベーション研究科修士課程を開設した。

（２）ヘルスイノベーション専攻博士課程の設置の趣旨及び必要性

ア　現代社会の動向

令和の時代に入り、我が国は大きな転換期を迎えている。戦後の経済成長と併せて拡大し続けてきた人口は、急激な少子高齢化の進展により減少傾向に転じ、65 歳以上の人口割合は 30%を目前に控えている。このような人口構成の大幅な変化や、公衆衛生環境の改善に伴い、国民の疾病構造や医療・介護需要も以前とは大きく異なっている。社会保険制度の新たな仕組みとして平成 12 年(2000 年)に施行された介護保険制度は、人口構成の変化に伴って生じる課題に対応した、あらたな社会保障制度のはじまりであった。さらに平成 20 年(2008 年)には、メタボリックシンドロームの予防・改善を目的として、40 歳から 74 歳のすべての被保険者・被扶養者を対象とした「特定健診・特定保健指導」が導入された。このように、人々が健康な人生を歩むためには、「医療」のみならず「予防」や「介護」など、全世代において日常生活と密接に関連した取り組みの重要性が高まっている。しかし、我が国の手厚い社会保障制度は深刻な財政不安を抱えており、その持続可能性が危ぶまれている。さらに、近年発表された研究に拠ると、特定健診・特定保健指導制度が寿命延長に与えた影響は極めて限定的であり、費用対効果が必ずしも高くない可能性が指摘されている。

このように、従来の解決方法では改善できない課題への対応の必要性は高まっており、社会制度はもちろんのこと、新たな産業や保健医療サービスの提供方法など、様々な領域からのアプローチを要しており、医療従事者、ヘルスケア産業従事者、国・地方行政職員、団体職員、NPO・NGO 職員、国際機関職員、研究者等の領域にわたる高度な人材が学際的に総力を結集して革新的な解決策を検討する必要がある。

このような取り組みを進める上で、進化する様々な技術、とりわけ情報通信技術（ICT）を積極的に取り入れ活用することは極めて重要である。例えば医学・薬学研究においては、医療技術の効果や安全性に関して厳密な因果関係の検討を行うためには、従来は限られたサンプルサイズによる介入試験を行うことが必須であった。しかし、高度化した統計手法と併せて、様々な ICT やビッグデータを活用することによって、よりスピーディかつ安価に研究が遂行できるようになりつつある。このような ICT の進歩による恩恵は、元来介入研究が困難である社会・住民を取り扱う公衆衛生領域において、より顕著に現れることが期待されている。

国は、第 5 期科学技術基本計画においてサイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、新たな未来社会について「Society 5.0」として提唱しており、ビッグデータの利活用は国の科学技術の既定方針でもある。一方、高度な ICT を使いこなし、ビッグデータを取り扱うことができる人材が極めて限られていることは、Society5.0 実現に向けた大きな課題となっている。また、保健医療福祉に関する知見やテクノロジーも大きな進歩を果たしてきたが、保健医療福祉の高度な専門性を持った人材も偏在が著しいことは大きな課題となっている。

研究職のみならず、ビジネスや行政を含む社会全体で高度な専門知識を持った人材の必要性は高まっている一方で、その担い手が不足しており、高度人材の養成は急務である。文部科学省の中央教育審議会大学分科会（中教審）は、2015 年、審議会のまとめとして「未来を牽引する大学院教育改革～社会と協働した「知のプロフェッショナル」の育成～」を発表した。この中では、高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知及びその知に基づく価値を創造し、グローバルに活躍し未来を牽引する「知のプロフェッショナル」を育成するために大学院改革を推進する方針が明記されている。また、具体的な大学院改革の方針として 7 つの基本的方向性が示されており、その一つとして「産学官民の連携と社会人学び直しの促進」が掲げられている。従来、博士号取得者の一般的な進路の選択肢は大学・研究機関・企業等の研究職であったが、本方針では、「大学・企業・自治体が連携して教育課程を編成・実施し、大学院生の産学共同研究への参画や修士号を持つ優秀な社会人の博士号取得を促す」とされている。この改革の方向性は、学際的なアプローチが極めて重要となる保健医療福祉分野における課題解決に向けた、重要な示唆となり得る。つまり、大学・企業・自治体など多様なフィールドにおいて保健医療分野の未来を牽引する高度専門人材

を育成することが望まれるのである。

イ　設置の必要性

「ア　現代社会の動向」でも示したとおり、現在保健医療分野が抱える課題へ対応するためには、個人に対する介入のみならず、社会や集団に対する働きかけが不可欠である。これはまさに「社会の組織化された努力を通じて病気を予防し、人生を延長し、健康を促進する技と科学」（Acheson, Public health in England. The report of the committee of inquiry into the future development of the public health function, 1988）と定義される公衆衛生の視点に他ならない。様々な保健医療課題に直面して、国内においても公衆衛生の専門家を養成する公衆衛生大学院に対する期待は急激に高まっている。例えば平成 17 年に答申された中央教育審議会「新時代の大学院教育」においては、公衆衛生大学院の整備について「医療疫学、医療経済、予防医療、国際保健、病院管理等の幅広い分野を含む公衆衛生分野の大学院については、高齢化等の進展に対応して、また、医学、歯学、薬学等のヒトを対象とした臨床研究・疫学研究の推進を図るためにも、公衆衛生分野における高度専門職業人の育成が課題となっている」と指摘している（中央教育審議会『新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－答申』, 2005, p89）。さらに、平成 23 年の日本学術会議　基礎医学委員会・健康・生活科学委員会合同　パブリックヘルス科学分科会による提言において、公衆衛生大学院の必要性と今後の方向性について「様々な健康・医療問題への対応は、わが国の喫緊の課題であり、人間集団の健康を対象にした調査・分析の手法を身につけ、保健医療に関わる社会制度や社会自然環境が人々の健康や安全に及ぼす影響を体系的に理解し、政策立案・マネジメント能力に優れた、より高度な公衆衛生の専門家養成が求められている。」と述べられている（日本学術会議『わが国の公衆衛生向上に向けた公衆衛生大学院の活用と機能強化』, 2011, p1）。また、平成 27 年 6 月に公表された「保健医療 2035 提言書」においても、20 年後を視野に入れた保健医療の新たなビジョンを達成するため、「公衆衛生大学院の増設等、特に地域での医療政策を主導できる人材の育成とキャリアアップを図る仕組みを創設する。また、医療機関の経営については、医学的な臨床やデータサイエンスのみならず、リーダーシップなどについても高めていくことが求められており、経営学や公衆衛生等の学際的な教育課程を今後充実させていかなければならない。」と述べられている。（「保健医療 2035」策定懇談会『保健医療 2035 提言書』, pp37-44, 2015）

上記の指摘を踏まえ、国内では公衆衛生学を体系的に学ぶことができる大学院が増加しており、2000 年に京都大学大学院に「社会健康医学専攻」が開設されたことを皮切りに、2020 年 3 月現在、公衆衛生学に関連する学位を授与する 4 つの専門職大学院と 20 を超える学位プログラムが全国で開校されている。本学においても、2019 年 4 月に大学院ヘルスイノベーション研究科ヘルスイノベーション専攻（修士課程）を

開講し、公衆衛生専門職大学院に準じた学位プログラムを提供している。

公衆衛生学の視点が保健医療分野における課題の改善に極めて重要であることは論を俟たない一方、「ア　現代社会の動向」でも示したとおり、現代はICTをはじめとした様々な先端技術が発達している。また、人口構成など社会の大きな転換期において、従来の改善活動では最適解を得ることが極めて困難な時代にさしかかっており、諸課題の解決にはパラダイムシフトが必要である。このような環境下において保健医療分野の将来を見据える上では「ヘルスイノベーション」の創出が不可欠である。ヘルスイノベーションとは「人々の健康を改善する新たな、あるいは改良された健康政策・システム・製品や技術・サービス提供の方法を発展・提供すること」である（WHO Health Innovation Group, How does WHIG define health innovation, 2014)。つまりヘルスイノベーションとは、保健医療において科学的技術や科学的発明を科学的思考と融合させることで社会システムやテクノロジーを発展させて、「健康寿命の延伸」や「健やかな社会づくり」などの新たな社会的・経済的価値を保健医療に生み出すことと捉えることができる。

保健医療分野の諸課題に対応する人材として、大学・企業・自治体など多様なフィールドにおいて、公衆衛生の視点とイノベーション創出の意思を持ち、保健医療分野の未来を牽引する高度専門人材を育成することが強く望まれているのである。

ウ　国際的高度専門人材の必要性

インターネットをはじめとした情報技術や交通技術などの進展と、それに伴うグローバル化を受けて、学術・産業・医療・行政の各分野においても、国際社会との接点は飛躍的に増加しており、国際的に活躍できる高度専門人材の需要はさらに高まっている。

例えば学術領域では、最先端の知見を自身の研究に活かし、さらにその成果を発信するためには、国際学会に参加・発表し、国際的な学術雑誌を精読・投稿することが必要である。しかし近年では、主要国における日本の論文数シェアは2000年頃をピークに減少を続けている（科学技術・学術政策研究所科学技術・学術基盤調査研究室, 2018)。特に、「日本語の原著論文の生産数は増加しているものの、英語の原著論文についてはほぼ横ばいで推移」（伊藤　祥. 日本の大学が生産した学術文献の言語別分析. 情報管理, 56(8), 525-535,2013）しており、学術領域における日本のプレゼンス低下が危惧されており、質の高い研究に基づいた国際論文を投稿・発表できる研究者を育成することが急務である。

産業界においては、日本は従来から貿易振興を重視し、輸出によって急激な経済成長を実現してきたものの、近年では貿易輸出額も頭打ちとなっている（財務省, 財務省. (2020). 年別輸出入総額. Retrieved 8 8, 2020, from 財務省貿易統計: https://www.customs.go.jp/toukei/suii/html/nenbet.htm ,2020)。特に、ヘルスケア関連産業

である医薬品・医療機器産業においては、その製品の販売市場を確保する上で市場規模の大きな海外マーケットの開拓が必要であり、最先端の研究や知見を取り入れた新たな製品開発に国際的な視点を欠くことはできない。一方、日本は海外と比較して、企業における高度専門人材が限られており、研究者や役員に博士号取得者が少ないことが指摘されている（教育再生実行会議，これからの大学教育等の在り方について（第三次提言）参考資料 1. 教育再生実行会議,2013)。例えばアメリカの上場企業においては､人事部長クラスで博士号(Ph.D.)取得者が約 14%を占めているのに対して、日本における従業員 500 人以上の企業役員において大学院卒業者(修士課程修了者を含める）の割合はおよそ 6%に止まっている（総務省，就業構造状況調査（平成 19 年度）,2008)。国際的な市場を見据えると、国際的に対応できる高度専門人材の育成が求められている。

医療においても、ロボット手術や再生医療、ビッグデータ・人工知能の活用など技術の高度化は目覚ましく、世界レベルでの技術革新が進んでいる。また、健康診断やがん治療などにおける高度な医療提供体制を背景として、日本の医療を求めて海外の患者が来日したり(医療のインバウンド)、逆に日本の医療が海外に輸出されたり(医療のアウトバウンド)といった医療の国際化が近年著しい。例えば、2011 年には経済産業省の支援を受けた一般社団法人 Medical Excellence JAPAN(MEJ)が誕生し、医療渡航支援企業を認証することで、外国人患者受入を推進している（経済産業省，外国人患者の医療渡航促進に向けた現状の取組と課題について．東京都千代田区: 経済産業省.Retrieved 8 9,2020, from https://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/shoujo/iryou_coordinate/pdf/001_04_00.pdf,2017)。また、国際社会への寄与という観点から、日本の安全で質の高い医療システムを海外に輸出し、特に途上国等における医療水準の向上を支える動きも増加しており、日本医療の国際展開推進は令和元年に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」にも明記された（首相官邸，成長戦略フォローアップ．東京都千代田区: 首相官邸,2019)。

このように国際化が進む現代においては、地域における国際化の進展が不可欠であることから、例えば総務省では従前から地域レベルの国際化の推進に取り組んでおり、地方公務員の海外派遣や多文化共生の推進に向けたガイドラインの作成を行っている（総務省，地域の国際化の推進. Retrieved 8 9, 2020, from 総務省ウェブサイト: https://w ww.soumu.go.jp/kokusai/,n.d.)。また、世界保健機関（WHO）は世界的な高齢化の進展を背景として、健康な高齢化を進めるための様々な調査結果や施策を提示しており（World Health Organization, World report on ageing and health 2015. Geneva: World Health Organization. Retrieved 8 8, 2020,2015)、世界で最も急速に高齢化が進展している日本が国際社会に果たす役割は多大である。このように、国内の行政機関のみならず WHO をはじめとした国際機関で活躍する高度専門人材ニーズも大きい。

2020 年に世界的な大流行が発生した COVID-19 においては、世界規模の感染症へ

の対応において、病態理解や治療法の開発に向けた医療情報の共有、医薬品の開発とその市場流通、患者受入や海外渡航者への対応など、学術・産業・医療・行政を含めたあらゆる分野で、国際社会と協調した対応が求められていることが、改めて明らかとなった。

ところで、「イ　設置の必要性」で示したヘルスイノベーションの「イノベーション」とは、経済学者シュムペーターが「経済発展の理論」で用いた「新結合の遂行」を指していると言われている。その言葉の通り、イノベーションの実現には、今までにない新たな「組み合わせ」が必要であることから、イノベーション創出の過程において多様性は不可欠であるといえる。そのようなイノベーション創出に向けた人材を育成するために、教育再生実行会議は「専門分野の枠を超えた体系的な博士課程教育の構築」し、「幅広い人材の交流による新たな発想からイノベーションが創出される」ことを提言している（教育再生実行会議，これからの大学教育等の在り方について（第三次提言）参考資料 1. 教育再生実行会議,2013)。つまり、イノベーションを創出する人材の育成という観点からも、日本国内の知見に止まることなく、多様な文化や価値観を受け止めて「新結合」に活かすことができる、国際的な視座を持った高度専門人材が求められている。

このように、保健医療に関わるあらゆるセクターにおいて国際的高度専門人材の必要性が高まっており、本研究科が育成する高度専門人材においても、国際的な視点を陶冶することは不可欠である。

２．設置の構想（本課程の特色）

（1）神奈川県立保健福祉大学が設置する意義

本学は、保健・医療・福祉が直面する多様な問題に対応して、その成長・発達を支援するというヒューマンサービスの実践という理念のもと設立され、既に保健福祉学部(看護学科・栄養学科・社会福祉学科・リハビリテーション学科)と保健福祉学研究科保健福祉学専攻(博士前期・後期課程)が設置されている。保健福祉学部では、「ひと」の尊厳を大切にしたヒューマンサービスを実践できる人材を育成することを教育理念として、保健・医療・福祉領域における専門職の養成を行ってきた。さらに、保健福祉学研究科では、ヒューマンサービスの実践を「看護学」「栄養学」「社会福祉学」「リハビリテーション学」の観点から学際的に探究する対人援助の学問に取り組み、ヘルスケアとソーシャルケアの有機的連携を基盤とした科学的研究成果を産出できる人材の養成を行うため、「保健医療福祉の諸課題について、現場で実践した内容を体系的に整理し、社会へ発信できる能力をもつ人材」、「行政、施設、地域などの現場において、リーダーまたは管理者として活躍できる人材」、「現場で働く社会人を受け入れ、実社会で身に付けた実践的な知識・経験を学問的に検証しつつさらに高める人材」を育成し、数多くの人材を輩出

してきた。
　ところで、本学は基本理念の一つとして「保健・医療・福祉の連携と総合化」を掲げており、専門分化された縦割りの人材ではなく、総合的な幅広い知識と技術を身につけ、トータルなサービスのできる人材、新たな知識を活用・応用し、地域社会の発展はもとより国際的にも貢献しうる高い資質を持つ人材の育成を目指している。加えて、本学の設立団体である神奈川県は、超高齢社会の到来によって訪れる、かつて経験したことのない急激な社会変化を乗り越え、誰もが健康で長生きできる社会を実現するため「ヘルスケア･ニューフロンティア政策」を推進している。この政策では「未病の改善」と「最先端医療・最新技術の追求」という二つのアプローチによって新たな社会システムを構築することを目指すものである。「未病」とは、心身の状態を健康と病気という 2 つの状態に明確に分けられる概念として捉えるのではなく、健康と病気の間を連続的に変化するものと捉え、このすべての変化の過程を表す概念であり、「未病の改善」とは、心身の状態の変化の中で、特定の疾患の予防にとどまらず、心身をより健康な状態に近づけていくことである。また最先端医療・最新技術の追求というアプローチでは、個別化医療を実現し、治療を必要としている人に、早期に最も適切かつ効果的な医療を提供していくために、基礎研究の成果をいち早く、革新的な医薬品・医療機器・再生医療製品等として実用化、産業化する取組みを推進している。こうした政策の実現・加速化にあたっても、保健医療領域において公衆衛生学・イノベーション創出の観点から学際的な取組みを行うことができる人材の養成は不可欠である。

（2）ヘルスイノベーション研究科として設置する意義
　このような問題意識に基づき、本学は平成 31 年 4 月、現代の保健医療課題に対応し、本学の理念であるヒューマンサービスの実践をさらに推進するため、公衆衛生学を基盤としつつイノベーションの創出に取り組む人材を養成することを目的として、「ヘルスイノベーション研究科ヘルスイノベーション専攻(修士課程)（以下「本修士課程」という。)」を新たに設置した。本修士課程は基礎となる学部を持たないが、専門性に基づいたヒューマンサービスの実現を主眼に置いて人材養成を実施している既設の学部・大学院研究科とも協働しつつ、本修士課程では最先端技術や社会科学領域も含めた様々な専門領域の知恵を結集して保健医療課題にアプローチする教育を目指している。具体的には、教育課程の特色として「トランスディシプリナリー教育の実践」を掲げ、個々の専門領域の高度化に加えて、様々なステイクホルダーとの協働のもと学際的な取組みによるイノベーションを創出することで課題解決を導くことができる人材の養成に取り組んでいる。しかし、「ア　現代社会の動向」において言及したとおり、現代の困難な保健医療課題の解決に導く牽引役として、公衆衛生の視点とイノベーション創出の意思を持ち、保健医療分野の未来を牽引する、より高度な人材を育成する必要があることから、本学ヘルスイノベーション研究科ヘルスイノベーション専攻に博士課程(以下「本博士課程」とい

う。)を設置することとする。

本博士課程は、研究者養成のみを主眼に置くのではなく、先に触れた中教審の「知のプロフェッショナル」の育成方針に沿って、研究機関・企業・病院・自治体など多様なフィールドにおいて保健医療分野の未来を牽引する高度専門人材を育成することを目的とする。実際、本修士課程に在籍する学生のなかには、修士課程プログラムの修了後を見据えて、現在おのおのの立場で抱える問題意識に向き合うため、より高度な学修を継続したいという意思を持つ者が複数存在しており、本博士課程で個々の具体的なテーマについて学び続けられる環境を提供することが期待される。

また、このような高度専門人材の必要性や活躍の可能性を世に発信する上で、地方自治体を設立団体とする本学のような公立大学がモデルケースを果たす意義は大きい。例えば、日々の健康増進活動に当たる市町村や保健所に於いても、様々な健康医療等データが存在する一方、このようなデータを有効活用して施策に反映させる方法論を持つ人材が不足していることが明らかとなっている。県・自治体などとも連携し、本博士課程で学び博士の学位を有した者が様々な領域におけるリーダーとして活躍することで、高度専門人材の価値や必要性がより多くの人々に認識されることが期待される。

（3）人材養成の基本的な方向性

急激な少子高齢化の進行、様々な保健医療課題に直面する中、健康寿命の延伸や未病を改善して市民一人一人が生きがいを持った人生を送ることができる社会を実現するためには、既存の概念にとらわれない課題解決の方策が必要である。そこで本博士課程では、公衆衛生の視点による科学的根拠に基づいたアプローチによって社会変革に意を尽くし、国際社会の将来を牽引することができる国際的高度専門人材養成を行うこととし、具体的に以下に示すような人材を育成する。

ア　高度研究人材

国内外の教育研究機関や企業内研究所などにおいて、保健医療分野の課題解決に繋がる技術や社会システムの革新に関する高度な研究・開発を自ら行い、また牽引することができるリーダー人材

イ　高度マネジメントリーダー

国際的企業や非営利法人などにおいて、保健医療分野の課題解決に繋がる革新的な技術やサービスを具体的に産業化・組織化し、グローバルに展開するために組織を牽引できるリーダー人材

ウ　高度ヘルスケアプロバイダ

病院をはじめとした保健医療サービスの提供組織などにおいて、地域や国際社会のニーズに則したサービスを高度かつ効果的・効率的に提供するために組織を牽引することができるリーダー人材

エ　高度ポリシーメーカー

国際機関や行政機関などにおいて、保健医療分野の課題解決に取り組む様々な組織・人材などを繋ぎ、保健医療課題の解決に資するエコシステムをグローカルに構築することができるリーダー人材

（4）ディプロマ・ポリシー

「（３）人材養成の基本的な方向性」に基づいて、本博士課程では次の通りディプロマ・ポリシーを定める。

神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科(博士課程)は、本研究科規則に定められた教育課程の所定単位を修め、博士論文を提出の上、その審査および最終試験に合格した者に、博士（公衆衛生学）の学位を授与する。審査にあたっては、以下の点に到達していることを目安とする。

①　現代における保健医療の諸課題、最新のテクノロジーや社会システムを深く理解し、科学的な評価・分析に基づいて課題を抽出し、科学的根拠に基づいた革新的な課題解決の方策を提示することを通じて、保健医療における新たな社会的・経済的価値を生み出すことができる能力を身につけていること

②　保健医療の向上を担う国際的高度専門人材として、研究・産業・保健医療提供・行政などそれぞれの領域において、国内外におけるリーダーシップを発揮できる学術性・専門性・教養・倫理観及び価値規範を有していること

（5）人材需要の見通し

「（３）人材養成の基本的な方向性」でも示したとおり、本博士課程で学ぶ者の多くは社会人である事を想定しており、また社会人に配慮したカリキュラムの策定を行うため、本研究科の修了後も引き続いて現職に留まる修了生が多いと考えられる。

一方、本博士課程における学修をきっかけとして新たなキャリア構築を図る学生や、学部等から本修士課程に入学して本博士課程まで修了する学生も想定される。そこで設置構想に係る人材需要について事前調査を実施したところ、本課程修了生の採用に対して、予定する入学定員を上回る人数の採用意欲が示された（「学生の確保の見通し等を記載した書類」参照）。

３．研究科、専攻の名称及び学位の名称

（1）研究科、専攻の名称

本研究科は公衆衛生学を基盤としつつ、ヘルスケアにおける新たな社会的・経済的価値

の創出に向けたヘルスイノベーション研究、及びヘルスイノベーション人材の育成を目指して設置をすることから、研究科の名称は既設の「ヘルスイノベーション研究科」とし、英訳は「Graduate School of Health Innovation」とする。また、専攻名は「ヘルスイノベーション専攻」とし、英訳は「Health Innovation Program」とする。

（2）学位の名称

本博士課程のディプロマ・ポリシーに基づいて、所定の課程を終えた者は、現代における保健医療の諸課題に対して科学的根拠に基づいた革新的な課題解決の方策を提示し、保健医療における新たな社会的・経済的価値を生み出すことができる能力を身につけている。また、保健医療の向上を担う国際的高度専門人材として、各領域においてリーダーシップを発揮できる学術性・専門性・教養・倫理観及び価値規範を有している。本課程のディプロマ・ポリシーを満たす者には、学位「博士(公衆衛生学)」授与するものとし、学位英訳は「Ph.D.（Doctor of Philosophy)」とする。

4．教育課程の編成の考え方及び特色

（1）教育課程の編成の基本的な考え方

本博士課程では、ディプロマ・ポリシーに定めるとおり、研究・産業・保健医療提供・行政などそれぞれの領域において、保健医療の向上を担う高度専門人材としてリーダーシップを発揮できる人材を育成するため、以下のカリキュラム・ポリシーに基づいて教育課程を編成する。

① ヘルスイノベーションに関わる高度専門人材として身につけるべき保健医療・公衆衛生に関する専門的かつ学際的な知識や科学的論理性などの学術性に加え、リーダーとして求められる教養・倫理観及び価値規範を身につけるための科目を設置する

② 世界的課題の解決に取り組む国際的人材の育成を見据えた教育課程とするために、積極的に英語による授業を開講して、英語のみによる単位履修を可能とする

③ 革新的な課題解決の方策を提示する上で求められる深い洞察力と高度な課題解決能力を滋養するため、自ら解決策の提示に取り組む演習形式の科目を配すると共に、具体的な課題解決の方策を深く探求するために特別研究科目を設置する

（2）教育課程及び科目区分の編成

カリキュラム・ポリシーに基づいて、教育課程は「共通科目」「特別演習科目」「特別研究科目」に区分する。「共通科目」には、本課程を修める全ての学生が共通して身につけるべき知識・教養・態度を修得するための科目を配する。「特別演習科目」では、米国公衆衛生学教育協議会（CEPH）が定める公衆衛生学教育の国際的基準に沿った「疫学」「生

物統計学」「社会行動科学」「環境保健学」「保健医療管理学」の５領域ごとに、知識・技法を用いて自ら課題解決に取り組む演習科目を配する。「特別研究科目」には、具体的な課題に対する実践的な解決策について深く探求するための科目を配し、博士論文を作成する。

「共通科目」及び「特別演習科目」は１年次に配し、「特別研究科目」については１年次〜３年次にかけて配置する。

各科目区分における授業科目の編成について、以下に示す。

ア　「共通科目」区分

「共通科目」区分には、本博士課程を修める全ての学生が共通して身につけるべき学術性・専門性・教養・倫理観及び価値規範を修得するための科目を配する。具体的には、「パブリックヘルス・リーダーシップ特講」「世界の健康課題とイノベーション特講」から構成する。

「パブリックヘルス・リーダーシップ特講」では公衆衛生の視点による科学的根拠に基づいたアプローチによって社会変革に意を尽くすリーダーとして不可欠な公衆衛生学５領域全般に関する専門的な知識・技法やリーダーシップに加え、リーダーとして求められる教養・倫理観及び価値規範を修得する。「世界の健康課題とイノベーション特講」では、世界的課題の解決に取り組む国際的人材の育成を見据え、国内外における健康課題の現状とその解決に向けた様々な取り組み・テクノロジー・イノベーションの技法を学ぶ。

「共通科目」区分には本専攻を修める学生全てが共通して修得すべき重要な科目が配されていることから、本区分からは 3 単位以上（必修 3 単位）を取得することを修了要件とする。

イ　「特別演習科目」区分

「特別演習科目」区分には、公衆衛生学５領域(「疫学」「生物統計学」「社会行動科学」「環境保健学」「保健医療管理学」)について高度で専門的な知識・技法の修得を進め、自ら課題解決に取り組み、研究計画の作成及び発表ができる能力を養成するための演習科目を配する。

「特別演習科目」区分は、博士(公衆衛生学)を授与する上で主要なテーマを取り扱う領域であり、学生の問題意識や自らの研究課題に応じて本区分から４単位以上(２科目以上)を取得することを修了要件とする。

ウ「特別研究科目」区分

「特別研究科目」区分では、研究・産業・保健医療提供・行政などの領域における保健医療分野の具体的な課題を自ら設定し、実践的な課題解決に向けた方策について独

自のアイデアに基づいて深く探求し、研究を遂行するための「ヘルスイノベーション特別研究」科目を配する。

（3）必修科目・選択科目・自由科目の構成と配当年次の考え方

本博士課程は、多様な背景を持った学生が、様々な領域でヘルスイノベーションを牽引するリーダーとして活躍できるような高度専門人材を養成することを目指しており、可能な限り個人の興味関心に応じた学修ができることを目指している。一方、ヘルスイノベーションの創出に不可欠な、公衆衛生の専門科目及びデザイン思考などのイノベーションの技法を修得する「共通科目」については、全ての学生が必修科目として学ぶこととする。

「特別演習科目」については、学生の問題意識や自らの研究課題と関連する 2 領域について、選択必修とする。

また、ヘルスイノベーションを牽引するリーダーとして活躍する上で、深い洞察力に裏打ちされた独自の課題解決能力を滋養することは必須であることから、「特別研究」科目については全員が修めるべき必修科目とする。

「共通科目」は、高度で専門的な知識・技法や研究を開始する以前に身につけるべきテーマを扱うことから、原則として 1 年次に配当する。「特別演習科目」についても、1 年次に履修する。「特別研究科目」については、具体的な課題の抽出と設定から課題解決に向けた一連の研究について完遂するため、1～3 年次の通年にわたって履修する。

（4）教育課程の編成の特色

ア パブリックヘルスに関する知識の体系的な修得

博士号（公衆衛生学）を授与するにあたり、パブリックヘルスに関する体系的な修得を可能とする教育課程を編成することは必須条件である。そこで、教育課程では、公衆衛生学教育の国際基準として知られている米国の公衆衛生学教育協議会(Council on Education for Public Health)が公衆衛生大学院(School of Public Health)の認証基準(2011 年版)において定める「公衆衛生の知識に関するコア 5 領域」等を参考に、特別演習科目を 5 領域ごとに設定した。

また、共通科目に「パブリックヘルス・リーダーシップ特講」を必修科目として配置し、公衆衛生学 5 領域を漏れなく体系的に学べるよう設定した。

イ イノベーションに不可欠な知識・技能の滋養

本課程では、従来の手法やパラダイムでは解決し得ない保健医療課題に対処するため、ヘルスケアに関わる高度専門人材の育成を目指しており、イノベーション手法を体得できるような教育課程の配置が不可欠である。そこで、共通科目の「パブリックヘルス・リーダーシップ特講」及び「世界の健康課題とイノベーション特講」の履修を通し

て、リーダーシップ、アントレプレナーシップ、コミュニケーションの手法を学び、世界の健康課題の最新の知見を修得することで、イノベーションに不可欠な知識・技能を得られるよう設定した。

特に、イノベーションの創出に向けては、技術革新のみならず、新しい価値創造による変革を企図した、学習可能な方法論の習得が極めて有効である。この方法論を「イノベーションの技法」と定義する。具体的には、人間中心のビジネスアイデア創出に優れているデザイン思考、顧客への仮説検証の反復によりビジネスの成功確率を高めるリーンローンチパッドなどの技法の実践的な学びを促進する。なお、これらの技法の対象範囲は、保健医療分野の課題解決にかかるビジネス創出にとどまらず、非営利事業、政策、公共サービスにまで適用可能である。

これらにより、イノベーションに不可欠な知識・技能を滋養する。

ウ トランスディシプリナリー教育の実践

保健医療課題の解決に向けた様々な取組みは、科学者単独では成し得ず、様々なステイクホルダーとの協働により実現されるものであり、イノベーションにおいても、そのような協働は極めて重要である。そこで本課程においては、特に共通科目の「世界の健康課題とイノベーション」を筆頭に、特別演習科目では２以上の領域を必ず履修するように設定するなど、全科目において、異なるステイクホルダーの考え方や行動原理などを理解し、様々な視点から課題解決に向けた道筋を示すことができる人材育成を目指した、トランスディシプリナリー教育を実践する。

エ 国際的高度専門人材としての倫理観及び価値規範の涵養

本課程において取り扱う公衆衛生学は、政策科学の側面を有している。政策科学では、政策の立案と政策研究の結果の実際の場面への適用、適用した結果についての評価である政策評価が行われる。これらのプロセスにおいて、その国の歴史・文化・価値観・経済情勢等を背景とした政策理念としての倫理観と価値規範の存在が重要である。倫理観と価値規範の存在により制度間の整合性を保ち、政策間の優先順位をつけることができる。また、評価軸としての倫理観と価値規範が存在することにより国民にとっての福利を客観的に評価することができる。

従って、政策科学に関わる政策立案者はもとより、保健医療政策に関わる医療関係者や、製薬・医療機器等の産業界で活躍する国際的高度専門人材には、一般的な生命倫理や研究倫理に加えて、政策理念としての高い倫理観と価値規範が求められる。

そこで本課程では、共通科目の「パブリックヘルス・リーダーシップ特講」及び「世界の健康課題とイノベーション特講」の履修を通して、生命倫理・研究倫理について学ぶと共に、憲法や今後の制定が議論されている医療基本法のような法的枠組みに加え、功利主義やリベラリズム、リバタリアニズムなどの政治・法哲学的な議論を通じて、国

際的高度専門人材としての倫理観と価値規範を涵養する。

（5）本修士課程の科目履修

本学は平成 31 年 4 月、「ヘルスイノベーション研究科ヘルスイノベーション専攻(修士課程)」を設置した。本修士課程では、公衆衛生学教育の国際基準として知られている米国の公衆衛生学教育協議会(Council on Education for Public Health)が公衆衛生大学院(School of Public Health)の認証基準(2011 年版)において定める「公衆衛生の知識に関するコア 5 領域」や、同基準(2016 年改訂版)において定める「MPH の基礎的なコンピテンシー」、公益財団法人大学基準協会が定める公衆衛生系専門職大学院基準(2010 年決定、2015 年改定)において定める 5 つの「基本専門領域」を踏まえたカリキュラムを構築しており、国際的な基準に基づいた公衆衛生学修士プログラムを提供している。

一方、本博士課程には、多様な背景を持った学生が様々な領域でヘルスイノベーションを牽引するリーダーとして活躍できるような高度専門人材を養成することを目指しており、8（1）のアドミッション・ポリシーで示す人材を募集する予定である。本博士課程における学習効果を最大限に高めるためには、公衆衛生学やイノベーションに関する修士相当の体系的な知識・技法を修得していることが望ましい。そこで、本修士課程や公衆衛生学の専門職学位課程等を修了していない入学者には、個々の学生の能力に応じた指導教員の助言に基づいて、本修士課程で提供される科目を受講させることとする。

（6）教育方法の特色

ア　少人数制

本博士課程の定員は 2 名と設定しており、科目ごとの授業形態で「講義」と分類していても、実際には講義内容に関して授業内でディスカッションを促進することで、ふんだんに「演習」の機会を持つことを想定している。これは、次項における「実践教育」とも関連して学生が能動的に学習に参加するアクティブ・ラーニングを重視していること、また様々な背景を持った学生同士が議論を行うことによって異なるステイクホルダーの立場や考え方について相互に理解を促進するためである。

イ　実践教育の重視

前項でも指摘したとおり、本博士課程ではイノベーション人材の育成に当たってアクティブ・ラーニングを重要視している。具体的には、様々な保健医療課題に対応する解決策について、実際に試行錯誤してまとめていくための演習の場が必要である。そこで、公衆衛生学 5 領域それぞれの科目について「特別演習科目」を配置し、各学生のバックグラウンドや修了後に希望する進路に応じて選択できるようにしている。これらの演習科目では、知識の修得に留まらず、実践的な技能の修得を目標とした授業を行う予定である。

ウ　個別化教育

本博士課程には、多彩な背景を持った学生が集い、修了後は様々な進路で活躍することが期待される。つまり、各学生が持つコンピテンシーも多様である。そこで、教育課程の編成においては、コア・コンピテンシーの滋養に不可欠な、パブリックヘルスに関する知識や手法を学ぶ科目を必修としつつ、多彩な演習科目を配し、多様な教員が履修及び研究指導に関わることで、学生が持つ興味・関心に応えられるカリキュラムとしている。

様々な背景を持つ学生間で、授業科目やテーマによっては前提の知識に差が存在する可能性があるが、前二項でも示した少人数教育を実践することにより、各教員によるきめの細かい指導が可能であり、学習進度や興味・関心によって個別の指導を行う。

【別添資料１】ヘルスイノベーション研究科ヘルスイノベーション専攻（博士課程）全体像
【別添資料２】ディプロマ・ポリシーと授業科目の対応

５．教員組織の編成の考え方及び特色

超高齢社会を迎えるこれからの社会において、保健医療分野における課題は多岐にわたることが想定され、その解決に向けては個人の人生全般に対する取組みが不可欠である。このような状況下においては、医療・福祉・介護の専門家のみでは対応が不可能であり、多分野の専門家と課題に挑戦する必要がある。

一例を挙げれば、大規模データや情報技術などの先端領域の専門家と協同して健康問題にアプローチすることにより、複数の専門領域の知恵が結集され、より効果的な解の発見につながっていく。その過程においては、個々の専門領域の高度化に加えて、学際的な取組みによるイノベーションを創生することで課題を解決していくことが求められており、本研究科では、その担い手となる人材を養成することを目指していく。

教育課程の編成にあたっては、高齢化に伴い発生する公衆衛生を始めとする保健医療分野における様々な課題に対して、公衆衛生の基礎的な知識を身につけつつ、専門領域ごとに指導的立場で問題解決型の対処ができる、すなわち現場での実践に資するという視点に重点を置いている。また、教員組織についても、当該教育課程に対応する形で、専門領域ごとの特性に応じて、教育研究上必要とされる優れた業績を有する教員を配置するとともに、高度な能力を備えた教員を配置している。

なお、本博士課程では、積極的に英語による授業を開講し、英語のみによる単位履修が可能としている。そこで、各授業や学生の研究指導を担当する教員についても、海外での学位取得や教育研究歴のある者を積極的に配置しており、専任教員候補者15名のうち9名までが、海外留学等の経験を有している。

（1）教員配置の考え方

専任教員は15名を予定し、原則として前述した教育課程に対応する科目区分ごとにバランス良く配置している。

（2）各科目区分の教員編成

ア 共通科目

共通科目は本学、本研究科の理念である、ヒューマンサービスの実践やイノベーション人材の育成に不可欠であり、研究科に在籍する者がまず修得すべき科目として、「パブリックヘルス・リーダーシップ特講」、「世界の健康課題とイノベーション特講」の２科目を開設する。

当該科目区分のうち、「パブリックヘルス・リーダーシップ特講」については、公衆衛生学基本５領域をそれぞれ担当する専任教員５名がオムニバス方式で講義を受け持つほか、リーダーシップ及びアントレプレナーシップのテーマについては、民間企業の役員を務めるなど豊富な実務経験に加え、教育研究歴を有する専任教員３名が共同で担当する。また「世界の健康課題とイノベーション特講」については、豊富な教育研究歴を有し、博士（医学）の学位を持つ医師であり研究科長である教授（クロスアポイントメント教員）１名及び、豊富な実務経験及び教育研究歴を有する教授１名が担当する。なお当該科目は日本のみならず世界における諸課題をとりあげることから、各テーマの必要性に応じて国内外のアカデミアや行政機関等から有識者をゲストスピーカーとして招聘し、最新の知見を提供する予定である。

イ 特別演習科目

特別演習科目区分には、公衆衛生学基本５領域について高度で専門的な知識・技法の修得を進め、自ら課題解決に取り組むための演習科目を配置している。

基本５領域のうち、まず疫学特別演習科目については、国内外における教育研究歴を有し、博士（保健学）の学位を持つ医師１名、豊富な教育研究歴を有し、博士（医学）の学位を持つ医師１名、同様に、教育研究歴を有し、博士（医学）の学位を持つ医師１名が担当する。

生物統計学特別演習科目については、教育研究歴と実務経験を有し、海外で博士（生物統計学)の学位を取得した専任教員１名が担当する。

社会行動科学特別演習科目については、豊富な教育研究歴を有し、博士（保健学）の学位を持つ医師１名、豊富な教育研究歴を有し、海外大学で修士(公衆衛生学)の学位を取得した医師１名、教育研究歴を有し、公衆衛生学修士(専門職)及び博士(保健学)の学位を持つ専任教員１名が担当する。

環境保健学特別演習科目については、豊富な教育研究歴を有し、修士（災害医療）及

び博士(医学)の学位を海外で取得した医師１名が担当する。
　保健医療管理学特別演習科目については、豊富な教育研究歴を有し、修士(経済学)及び博士（社会経済）の学位をもつ専任教員１名、豊富な教育研究歴と実務経験を有し、修士（経営学）と博士（医学）の学位を有する専任教員１名、海外大学を卒業後、公衆衛生学修士(専門職)及び博士(商学)の学位を取得し、教育研究歴と実務経験を有する専任教員を１名、海外大学を卒業し、修士（医療政策・管理学）及び博士（医療政策・医療経済学）を取得、海外における豊富な教育研究歴を有する医師１名が担当する。

ウ 特別研究科目
　特別研究科目区分として、博士論文をとりまとめるにあたっての演習科目である「ヘルスイノベーション特別研究」科目を配置する。
　当該科目については、博士論文の研究企画を立案し、倫理的手続を遵守し、研究を遂行する。また、結果を論理的に分析し、博士の学位にふさわしい、科学的根拠に基づく高度な研究方法、研究成果の考察をふまえた博士論文を作成できるような指導が望まれる。したがって、指導教員として、当該科目区分に関する研究実績や研究指導実績を有する教員を１名配置するとともに、指導補助教員１～２名を配置する研究指導体制を設ける。

エ　その他
　本学の教員の定年は満65歳となっており、定年に達した日以後における最初の３月31日に到達したとき、退職とし、教員としての身分を失うこととして規定している。本研究科には開設時に65歳以上の教員が２名いるが、就業規則第19条第２項において、理事長が特に認めるときは65歳を超えて雇用することができることとしており、この条項を適用し、少なくとも完成年度まで雇用する。
　また、教員の年齢構成については完成年度末時点で、30代が２名、40代が４名、50代が４名、60代以上が５名と、年齢による偏りが少なく、完成年度後も定年により一斉に教員の補充が必要となることはない。

　【別添資料３】完成年度末の教員年齢構成
　【別添資料４】公立大学法人神奈川県立保健福祉大学職員就業規則

６．教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

（１）教育方法
　学生は、本博士課程に３年以上在籍し、博士（公衆衛生学）の学位授与に値する科目を受講の上、修了要件である 19 単位以上を修得し、指導教員から必要な研究指導を受

けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することによって本課程を修了する。この教育課程を経て、ヘルスケア分野でのイノベーションを担う専門知識を修得する。本研究科では、教育方法に以下のような特色を待っている。

ア　能動的学修の重視

本研究科では、科目の構成において、プレゼンテーションや討議、また論文の批判的吟味やレポート作成等、学生が主体的に問題を発見し解を見出していく能動的学修（アクティブ・ラーニング）を重点的に組み入れている。共通科目は講義科目であるが、専門分野に関する理論や概念を探究するとともに、関心領域の実践と研究の動向を概観するため、内外の論文講読や批判的吟味を課し、演習を組み入れた講義科目とする。また、特別演習科目では、担当する教員自身の、あるいは教員の専門分野の研究論文の講読と批判的吟味により、研究能力を涵養するとともに、学生の研究テーマ・研究方法に関する演習や、自己の研究課題に関する系統的文献検索と精読により、研究課題や研究方法を絞り込んでいく作業に取り組む。特別研究科目には、ヘルスイノベーション特別研究を演習科目として置いている。入学から修了までの標準的な履修指導・研究指導のスケジュールは別途資料に示す。

イ　英語による授業

本博士課程では、「起業家精神を持ち、公衆衛生の視点による科学的根拠に基づいたアプローチによって社会変革に意を尽くし、未来を牽引することができる国際的高度専門人材養成を行う」ことを人材養成の基本的な方向性として掲げており、そのために「世界的課題の解決に取り組む国際的人材の育成を見据えた教育課程とするために、積極的に英語による授業を開講して、英語のみによる単位履修を可能とする。」(【4．教育課程の編成の考え方及び特色】より)こととしている。

「グローバル化に対応した英語教育改革の五つの提言」(文部科学省，平成26年)でも指摘されているとおり、「異文化理解や異文化コミュニケーションはますます重要」となり、「国際共通語である英語力の向上は日本の将来にとって不可欠」である。なかんずく、現代における保健医療課題の解決に向けた取組みは、様々なステイクホルダーとの協働により実現されるものであり、本研究科ではトランスディシプリナリー教育の実践を重視している。多様な背景を持った国内外の専門家等と協働する上で、英語によるコミュニケーションは不可欠なスキルであり、本研究科が養成を想定する 4 つの人材養成像を通じて英語による講義を受講することは重要である。

加えて、本研究科では海外から留学生の受入れを想定しており、さらに、日本人についても国際社会に通用する修了生の輩出を目指していることから、必修科目は全て英語で開講する。

ただし、英語で実施される授業においても、必ずしも始めから高い英語力がなくとも

授業の理解が深まるよう、必要に応じて日本語教材を用意し、授業終了後には適切に時間を確保しながら学生からの質問に応じる。

また、研究指導については英語または日本語で行うが、博士論文の作成については英語による執筆を推奨する。

ただし、博士論文で取り扱うテーマ・領域によっては、英語による執筆の必要性が低い場合や、社会制度と密着したテーマなど日本語による執筆のほうが望ましいケースが想定されるため、指導教員と学生とが研究テーマなどについて十分に議論を交わした上で、日本語・英語のいずれかを選択できることとする。

その際、英語による論文執筆について支援が必要な場合には、本修士課程で開講している授業科目「アカデミック・ライティング」及び「プレゼンテーション」の受講を推奨し、ヘルスイノベーション分野における学術論文を英語で執筆するための技法を学ぶよう学生に指導する。

なお、本課程における英語での講義実施及び研究指導については、学生募集時の学生募集要項や本学ホームページ上での周知に加え、入試面接においても再度確認を行うことで、学生にとって入学後に学習の遅れ等の不利益が生じないよう十分に留意する。

ウ　社会人に配慮した教育機会の提供

本博士課程には、修士課程から直接進学する学生のみならず、社会における様々な経験を踏まえて進学する学生が在籍することが期待されている。一方、ほとんどの社会人は、現在の職を辞すことが困難である場合が多く、在職のまま学び続けられる機会を提供することが不可欠である。そこで、授業は平日夜間及び土曜日を中心に編成する。

また、講義科目として配置している「パブリックヘルス・リーダーシップ特講」及び「世界の健康課題とイノベーション特講」科目については、メディア授業と対面授業を組み合わせた科目履修を可能とする。

エ 多様なメディアを利用した履修について

ウに記載した授業科目について、社会人学生等でやむを得ず講義室での授業受講が困難な場合については、オンデマンド授業による履修も可能とする。オンデマンド授業は、授業収録・配信システムの利用により、毎授業、授業を録画し学習支援システム上に掲示することで、学生が自宅やオフィスの PC から、いつでも、どこからでも、何度でも視聴できる形とする。何度でも視聴できる形式であることは、講義に出席できない学生のみならず、語学面で不安のある学生にとっても、授業の理解度を高めるうえで効果が期待される。

さらに、学習支援システムを利用することで、システムでの講義資料の掲示のほか、講義受講後のレポート提出、質疑応答、理解度テスト、グループワーク、ディスカッション等を授業の特性に合わせて学習支援システムを介して毎授業度に実施し、対面授業

と遜色ない指導環境及び学生と教員との意見交換の機会を確保する。
　また、成績評価についても、学習支援システム上で実施した上記の内容により評価を行う。

　【別添資料５】多様なメディアを利用した履修の運用方法等について

（2）履修指導

　本博士課程における教育は、授業科目の履修と博士論文の作成に関する指導によって行う。研究指導教員は、学生の研究課題に応じて履修指導を行う。

　なおコース制は採用していないが、学生の人材像に応じて 4 つの履修モデルを提示している。この履修モデルは、入学前の段階で選択を必須とするものではないが、出願時点において希望する履修モデルを把握した上で、入学時に開催する履修登録ガイダンスにおいて各モデルの狙いなどについて詳細に説明を行う。ガイダンスや教員のアドバイスに踏まえ、学生は履修モデルを参考に履修登録を行う。

ア　1 年次

　学生は、共通科目と特別演習科目の一部を中心に履修するとともに、特別研究科目も履修する。共通科目の２科目と、特別演習科目から２科目、特別研究科目の１科目は必修とする。特別研究科目の「ヘルスイノベーション特別研究」については、1 年次に指導教員と指導補助教員を決定し、研究指導を受けながら、研究計画の立案を進める。研究指導については後述する。

イ　2 ～3年次

　学生は、「ヘルスイノベーション特別研究」を履修し、研究指導を受けながら、研究課題について具体的に研究を進め、博士論文を作成する。

（3）研究指導

　研究指導は、指導教員１名と指導補助教員１～２名により行う。指導補助教員は、指導教員と異なる専門領域の教員でも可能とする。

　指導教員は、研究計画立案、研究の実施、分析と解析、考察に至るまで、研究全体にわたって指導する。

　指導補助教員は、研究計画立案、研究の実施、分析と解析、考察に至るまで、教員の専門領域の観点から、類似した領域または異なる領域の知見を踏まえて助言し、学生の研究の独自性と専門性を高めるとともに、研究による新たな知見が、近接または異なる研究領域にも参考となるように、指導教員の指導を補助する。指導教員は、学生の研究内容により、指導補助教員を指名し、研究科教授会へ諮る。

学生には、博士論文の作成に向けた研究計画書を策定させ、指導教員と指導補助教員により、博士論文作成のための研究指導を行う。

博士論文を作成する学生への研究指導においては、先行研究の調査検討を十分に行い、その研究領域において求められる論文としての要件を満たすよう指導時に留意するとともに、学生の必要な研究時間が確保されるよう配慮する。

また、研究課題に関連する「特別演習科目」の履修や、研究計画発表会・研究中間報告会の場における進捗状況の発表を通じて、指導教員・指導補助教員以外からも幅広く多角的に助言・指導を受ける機会を設ける。

学生は、倫理的配慮の基本的知識･手続の実際について、本学研究倫理審査委員会主催のガイダンスを受ける。さらに、研究者としての倫理については、研究委員会主催のガイダンスを受ける。指導教員･指導補助教員は、博士論文作成の全過程において、研究倫理、研究対象への人権擁護･自己決定の尊重のための配慮について､一貫して指導する。人を対象とした研究の開始に際しては､本学研究倫理審査委員会の承認を得ることを要件とする。

なお、研究指導は英語または日本語により行う。博士論文の作成については英語による執筆を推奨するが、博士論文で取り扱うテーマ・領域によっては、英語による執筆の必要性が低い場合や、社会制度と密着したテーマなど日本語による執筆のほうが望ましいケースが想定されるため、指導教員と学生とが研究テーマなどについて予め十分に議論を行った上で、日本語・英語のいずれかを選択できることとする。

その際、英語による論文執筆について支援が必要な場合には、本修士課程で開講している授業科目「アカデミック・ライティング」及び「プレゼンテーション」の受講を推奨し、ヘルスイノベーション分野における学術論文を英文で執筆するための技法を学ぶよう学生に指導する。

ア　１年次

１）研究科ガイダンス、指導教員の決定及び研究指導開始（１年次４月）

入学時に、研究科ガイダンスとして履修モデルや研究指導の流れ等の基本的な内容について学生への説明を行う。

また、入試時・入学時の確認結果に基づき指導教員１名を決定する。学生は「ヘルスイノベーション特別研究」の履修を開始し、研究指導が開始される。

指導教員は、執筆する言語についても学生と予定を確認し、英語による論文執筆について支援が必要な場合には、修士課程で開講している「アカデミック・ライティング」及び「プレゼンテーション」の受講を推奨し、ヘルスイノベーション分野における学術論文を英語で執筆するための技法を学ぶよう、学生に助言指導する。

２）研究課題の決定（１年次６月）

学生は、出願時の研究課題・研究計画案を指導教員のもとで練り上げ、研究課題を決定する。指導教員は研究課題をふまえて指導補助教員１～２名を指名し、研究

科教授会の議を経て指導補助教員を決定する。

３）研究計画の立案（１年次７～11 月）

学生は、決定した研究課題に基づき、指導教員及び指導補助教員より複眼的かつ多角的な指導を受け、研究計画の精度を高め、計画を立案していく。複眼的かつ多角的な指導という観点では、指導教員及び指導補助教員からの指導だけでなく、「特別演習科目」の担当教員からの指導も重要な要素となる。

また、指導教員は副論文の状況も常に確認を行い、研究遂行の遅れが生じないよう配慮する。

４）研究計画発表会（１年次 12 月）

学生は、研究計画発表会において研究課題及び研究・論文執筆に関する進捗状況を報告する。発表会では、指導教員以外からも幅広く教員や他の学生から助言・指導を受けることで、研究計画審査に向けた計画の確認、見直し、発表能力の修得を図る機会とする。

５）単位認定、状況確認（１年次３月）

１年次の単位認定及び科目履修状況、研究の進捗状況を確認する。

イ　２年次

１）研究の遂行、進行状況確認（２年次４月～）

学生は、「ヘルスイノベーション特別研究」を継続して履修し、研究・博士論文の作成を行う。また、博士論文に関連した予備研究や文献研究等の研究成果は、学会発表、査読付きの学術誌への論文投稿等を推奨する。

２）研究計画書の提出、研究計画審査会（２年次５～６月）

学生は、指導教員のもと研究計画書を作成・提出し、研究計画審査会において、研究計画が適切であるか、審査員による審査を受ける。(研究計画審査会については「(５）博士論文審査、ア」にも記載)

３）研究倫理審査（２年次６～７月）

学生は、指導教員のもと研究開始前に必ず研究倫理審査の必要性について検討し、速やかに必要な倫理審査申請を行い、審査を受ける。

４）研究計画に基づく研究の遂行（２年次８月～）

学生は、倫理審査における指摘への対応等を行いながら、引き続き指導教員のもと研究計画に基づく研究を遂行する。特に、副論文の投稿状況は博士論文の提出資格となることから指導教員は常に状況を把握し助言指導を行っていく。

５）博士論文中間報告会（２年次 11 月）

博士論文中間報告会において、研究や論文執筆に関する進捗状況を報告し、指導教員並びに指導補助教員より事前・事後の指導を受ける。また、これらの機会において、指導にかかわる教員以外からも助言を受け、さらに異なる領域の研究に触発

されながら、研究を深化させる。

６）単位認定、状況確認（２年次３月）

２年次の単位認定及び科目履修状況、研究の進捗状況を確認する。

ウ　３年次

１）研究の遂行、進行状況確認（３年次４月～）

学生は、「ヘルスイノベーション特別研究」を継続して履修し、2 年次の中間報告会での指導もふまえながら、指導教員のもと研究・博士論文の作成を行う。また、博士論文の執筆方法や構成等についても適宜確認を行っていく。

２）博士論文予備審査（３年次９～11 月）

学生は、指導教員の指導のもと博士論文予備審査申請を行い、予備審査を受ける。予備審査では、副論文の状況等、博士論文提出資格の状況及び博士論文作成の進捗状況に基づき、審査員（主査及び副査）の審査が行われる。（博士論文予備審査については「（５）博士論文審査、ウ」にも記載）

３）博士論文の提出（３年次１月）

指導教員の指導のもと、博士論文、副論文、論文要旨等を提出する。

４）博士論文研究発表会及び博士論文最終審査（３年次１～２月）

学生は、公開の研究発表会及び博士論文最終審査会において研究成果の発表を行うとともに、博士論文の評価基準に基づき、審査員（主査及び副査）の最終審査を受ける。（博士論文最終審査については「（５）博士論文審査、ウ」にも記載）

最終審査の段階で副論文が掲載もしくは掲載見込みとなっている必要があり、この条件を満たさない場合には、指導教員の説明も必要とされる。

【別添資料６】ヘルスイノベーション研究科 時間割案

（4）課程修了の要件

ア　修業年限

博士課程の修業年限は３年とする。

ただし、在学期間に関しては、研究科教授会が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

イ 修得単位数

必修科目 15 単位に、選択科目 8 単位を併せ、修了に必要な単位数は計 19 単位以上とする。

なお、本学大学院ヘルスイノベーション研究科規則第 17 条において、学長が教育上有益と認めたときは、入学する前に他の大学院において修得した単位を本学における

授業科目の履修により修得したものとして認定することができることを規定している。

ウ 修了要件

博士課程に３年以上在学し、授業科目について所定の単位数を修得して、必要な研究指導を受けた上で、博士論文審査及び最終試験に合格することとする。

（５）博士論文審査

学則に定められた教育課程の修了単位を修得し、博士論文審査のための所定の条件を満たし、かつ博士論文を提出し、その審査および最終試験に合格したものに、博士（公衆衛生学）の学位を授与する。

本研究科における博士論文審査に係る手続きは次の通りとする。

ア　研究計画の審査（２年次５～６月）

1)　研究科教授会は、適宜、博士論文研究計画書の審査の申請を受け付ける。在学年数３年で修了を予定する場合は、２年次５月末日を最終審査申請日とする。以降、修了予定年次の前年度 5 月末日を博士論文研究計画審査の最終審査申請日とする。

2)　研究科教授会は 博士論文研究計画審査会を設置する。審査員（主査 1 名、副査２名以上）は研究科教授会の議を経て研究科長が選任し、学生に通知する。

3)　審査員（主査及び副査）は、当該研究に関連深い分野を担当する教員のうち、研究指導の資格を有する者を含む３名以上を選任する。その際、副査のうち１名は、学外の当該研究に関連深い分野の大学教員または学識経験者でも良いこととする。また、審査員（主査）に、審査される論文の指導教員、指導補助教員は含めない。

イ　研究倫理審査（２年次６～７月）

1)　研究計画の審査に合格したものは、指導教員の指導を受け、速やかに必要な研究倫理審査を受ける。

ウ　博士論文の審査

(A)　博士論文審査申請資格

1)　博士論文最終審査を受けることができるものは、次の通りとする。

①　必要単位（19 単位以上）を修得していること

②　在学期間が２年以上であること

③　単著または筆頭著者として、査読制度のある学術雑誌に、最終審査申請時点で掲載または掲載が予定されている論文（以下「副論文」という。）を１編以上有しており、博士論文予備審査に合格していること。

④ ③の副論文は、国際的に評価されている英文誌（原則として、トムソン・ロイター社のWeb of Scienceを基にしたJournal Citation Reportsにおいて、Impact factor が算出されているものに限る）または日本学術会議協力団体による査読が行われている和文誌の原著論文または原著論文相当と認められるものとする。

なお、博士論文最終審査の申請時点で掲載または掲載が予定されているものとし、博士論文予備審査の時点では投稿の受付まで完了していれば審査を行うことができるものとする。この条件を満たさない場合には、投稿予定学術誌と投稿予定日、ならびに指導教員の説明を必要とするものとする。

(B) 博士論文審査会の設置（３年次９月～）

1） 研究科教授会は、博士論文の審査を行うため、博士論文審査会を設置する。 審査員（主査 1 名、副査２名以上）は研究科教授会の議を経て研究科長が選任し、学生に通知する。

2） 審査員（主査及び副査）は、当該研究に関連深い分野を担当する教員のうち、研究指導の資格を有する者を含む３名以上を選任する。その際、副査のうち１名は、学外の当該研究に関連深い分野の大学教員または学識経験者でも良いこととする。また、審査員（主査）に、審査される論文の指導教員、指導補助教員、副論文の共著者は含めない。

(C) 博士論文予備審査（3 年次 9 月～11 月）

1） 博士論文の予備審査を受けようとするものは、修了年次の 9 月までに、研究科教授会に予備審査用論文、副論文等を提出する。

2） 研究科教授会は、博士論文審査会と協議し、予備審査会を開催し 11 月中に予備審査を終える。

3） 審査員（主査及び副査）は、提出された論文が学位論文として提出することが適当であるか否かを審査するとともに、(A) に記載の博士論文審査申請資格についても確認を行う。また審査員（主査及び副査）は、内容に係る問題点を指摘・助言する。これらの結果を研究科教授会に報告する。

4） 主査は、研究科教授会の議を経て、予備審査の結果を指導教員および当該学生に通知する。

(D) 博士論文研究発表会及び博士論文最終審査（3 年次１月～2 月）

1） 博士論文の最終審査を受けようとするものは、指導教員の指導を受け、期日までに審査用論文および学位申請書等を研究科教授会に提出する。

なお、(A)に記載のとおり、この時点までに副論文が掲載受理されていなけれ

ば、原則として最終審査を受けることはできないものとする。この条件を満たさない場合には、指導教員の説明を必要とするものとする。

2) 研究科教授会は、博士論文審査会と協議し、修了年次の１月に、公開の研究発表会及び博士論文最終審査会を開催する。審査員は特別な事情のないかぎり、予備審査会と同じ構成員による。

3) 審査員（主査及び副査）は、提出された博士論文の内容を審査するとともに専門領域に関する最終試験（口頭試問）を行い、その結果を論文審査報告書とともに研究科教授会に報告する。

論文審査報告書には、次の各号に挙げる書類を添付するものとする。

・学位論文の要旨

・学位論文審査及び最終試験の結果の要旨

4) 研究科教授会は、博士論文最終審査会による博士論文の審査結果を受けて、研究科教授会の議を経て、博士論文としての合否を判定する。

エ　博士課程修了判定（3 年次 2 月）

1) 研究科教授会は、博士論文の審査結果並びに当該学生の単位取得状況により、博士後期課程修了の合否を判定する。

2) 博士論文最終審査に合格しなかった場合でも、規定の単位を修得していれば、単位取得後退学として認める。

オ　博士課程の修了及び学位の授与(3 年次 3 月)

1) 学長は、研究科教授会の判定結果に基づき、博士の学位を授与する。

2) 学位の授与は修了証書・学位記を交付して行う。

カ　博士論文等の公表について

大学は、当該学位を授与した日から３か月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の要旨及び論文審査結果の要旨を本学ホームページで公表する。

また、学位を授与された者は、原則として１年以内にインターネットでその論文の全文を本学ホームページで公表する。また、製本した最終論文を、本学図書館で所蔵する。

＜博士論文審査の評価基準＞

博士論文の審査にあたっては、次の基準により評価を行う。

①保健医療における新たな社会的・経済的価値の創出に資する研究であること。

②研究方法、論旨展開、研究倫理において妥当性を有していること。

③ヘルスイノベーションの発展に貢献できる学術的価値、独創性、実現性を兼ね備

えていること。

また最終試験基準としては「本研究科の博士学位取得者にふさわしい見識と倫理観を持って、研究・産業・保健医療提供・行政などそれぞれの領域において、国内外におけるリーダーシップを発揮できる学術性・専門性・教養・倫理観及び価値規範を有していること」とし、本博士課程のディプロマ・ポリシーに示すスキルを身につけているかを多角的に審査する。

【別添資料７】神奈川県立保健福祉大学学位規則（案）
【別添資料８】ヘルスイノベーション研究科における博士論文審査実施要項（案）
【別添資料９】ヘルスイノベーション研究科（博士課程）履修指導及び研究指導の方法・スケジュール
【別添資料 10】研究指導の流れ
【別添資料 11】神奈川県立保健福祉大学研究倫理審査規程

（6）履修モデル

２（３）で示したとおり、人材育成の基本的な方向性として、本博士課程では①技術革新や、その基礎となる技術の研究・開発ができる高度人材(高度研究者)、②革新的な技術を具体的に産業化できる高度人材(高度ヘルスケアプロバイダ)、③組織管理に革新を起こし、効果的・効率的な保健医療サービスの提供ができる高度人材(高度マネジメントリーダー)、④組織・人材などを繋ぎ、保健医療課題の解決に資する新たな仕組みを作ることができる人材(高度ポリシーメーカー)を主に想定している。

以下に、それぞれの人材像ごとに履修モデルを示す。なお、本博士課程が提示する履修モデルは、コース制度とは異なり、学生はモデルに沿った履修が不可欠ではないものの、希望する人材像に即した履修の参考となるモデルとして、各モデルの狙いなどについて入学時に開催する履修登録ガイダンスにて詳細に説明を行う。

ア　高度研究者

（ア）想定する学生像

本専攻修士課程や他学修士課程などにおいて公衆衛生や保健医療分野に関わる基礎的な知識や専門性及び基本的な研究手法について修得している者で、保健医療分野における具体的な課題意識を有し、その課題解決に繋がる技術・制度・社会システムなどの研究・開発を志す者。

（イ）目標

保健医療分野における具体的な課題意識を明確化した上でリサーチクエスチョンとして落とし込み、テーマに応じた科学的研究手法を適切に用いて、課題解決に資する学術的なインプリケーションを提示することができる。

（ウ）基本的な履修の考え方

ヘルスイノベーションの創出に不可欠な、公衆衛生の専門科目及びイノベーションの技法を修得する「共通科目」について学んだ上で、高度で専門的な知識・技法、とりわけ、科学的な研究や量的研究を進める上で不可欠な疫学・生物統計学に関連する科目を中心として「特別演習科目」を履修し、「ヘルスイノベーション特別研究」の履修を通じて、博士論文をとりまとめる。

（エ）修了要件の考え方

保健医療分野における具体的な課題について科学的な手法によって研究を実施し、質の高い研究を遂行できる能力を身につけ、博士論文としてとりまとめることができる。

（オ）修了後

教育研究機関や企業研究所などにおける研究者として、保健医療分野(未病などの新たな学問体系を含む)やトランスディシプリナリー研究分野における研究を自ら実施し、またそのような研究を牽引する。

（カ）履修モデル

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態	
			必修	選択	自由	講義	演習
共通科目	パブリックヘルス・リーダーシップ特講	1前	2			○	
	世界の健康課題とイノベーション特講	1後	1			○	
	小計（2科目）	―	3			―	
特別演習科目	疫学特別演習	1通		2			○
	生物統計学特別演習	1通		2			○
	小計（2科目）			4		―	
特別研究科目	ヘルスイノベーション特別研究	1－3通	12				○
	小計（1科目）	―	12			―	
合計（5科目）		―	15	4		―	

イ　高度ヘルスケアプロバイダ

（ア）想定する学生像

医療機関や介護施設・薬局など、保健医療サービスを提供する機関に勤務する者のうち、保健医療サービス提供に関する具体的な課題意識を有し、本専攻修士課程や他学修士課程などにおいて公衆衛生や保健医療分野に関わる基礎的な知識や専門性及び基本的な研究手法について修得している者で、自らリーダーシップを発揮して地域のニーズに則した適切なサービス提供者として牽引していくことを志す者。

（イ）目標

保健医療分野、とりわけ保健医療サービス領域における具体的な課題意識を明確化した上で、テーマに応じた研究手法を適切に用いて、課題解決に資する科学的かつ蓋然性の高い解決策を提示することができる。

（ウ）基本的な履修の考え方

ヘルスイノベーションの創出に不可欠な、公衆衛生の専門科目及びイノベーションの技法を修得する「共通科目」について学んだ上で、高度で専門的な知識・技法、とりわけ、保健医療サービス提供のあり方や住民・患者の健康増進を誘発する手法について学ぶ社会行動科学や保健医療管理学に関する科目を中心として「特別演習科目」を履修し、「ヘルスイノベーション特別研究」の履修を通じて、博士論文をとりまとめる。

（エ）修了要件の考え方

保健医療分野、とりわけ保健医療サービス提供における具体的な課題について科学的な手法によって研究を実施し、課題解決に向けた具体的なインプリケーションを導くことができる能力を身につけ、その内容を博士論文としてとりまとめることができる。

（オ）修了後

病院などの医療機関、介護施設、薬局などの組織における管理者・経営者として、ニーズに則した保健医療サービス提供を効果的・効率的に行うべく、組織を牽引する。

（カ）履修モデル

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態	
			必修	選択	自由	講義	演習
共通科目	パブリックヘルス・リーダーシップ特講	１前	2			○	
	世界の健康課題とイノベーション特講	１後	1			○	
	小計（２科目）	―	3			―	
特別演習科目	社会行動科学特別演習	１通		2			○
	保健医療管理学特別演習	１通		2			○
	小計（２科目）			4		―	
特別研究科目	ヘルスイノベーション特別研究	１－３通	12				○
	小計（１科目）	―	12			―	
合計（５科目）		―	15	4		―	

ウ　高度マネジメントリーダー

（ア）想定する学生像

医薬品・医療機器メーカー、医療情報システムベンダ、保険会社など、直接的・間接的に健康・保健医療に関わる製品・サービスを提供する企業やNPO/NGOに勤務する者、あるいは新たに起業を志す者のうち、本専攻修士課程や他学修士課程などにおいて公衆衛生や保健医療分野に関わる基礎的な知識や専門性及び基本的な研究手法について修得している者で、製品・サービス・ビジネスプロセスのイノベーションを通じて保健医療課題に対応するために自ら組織を牽引することを志す者。

（イ）目標

保健医療分野における具体的な課題意識を明確化した上で、テーマに応じた研究手法を適切に用いて、課題解決に資する製品やサービス、ビジネスプロセスの価値や課題について、科学的かつ蓋然性の高い評価を提示することができる。

（ウ）基本的な履修の考え方

ヘルスイノベーションの創出に不可欠な、公衆衛生の専門科目及びイノベーションの技法を修得する「共通科目」について学んだ上で、高度で専門的な知識・技法、とりわけ、住民・患者の健康増進を誘発する手法について学ぶ社会行動科学や様々な環境が健康に与える影響を学ぶ環境保健学に関する科目を中心として「特別演習科目」を履修し、「ヘルスイノベーション特別研究」の履修を通じて、博士論文をとりまとめる。

（エ）修了要件の考え方

保健医療分野における具体的な課題について科学的な手法によって研究を実施し、課題解決に資する革新的な製品やサービス、ビジネスプロセスを提案し、その価値や課題を科学的に評価する能力を身につけ、その内容を博士論文としてとりまとめることができる。

（オ）修了後

入学前に勤務していた企業やNPO/NGOにおいて、革新的な製品やサービス・ビジネスプロセスを展開するために、組織を牽引するリーダーとして活躍する。また、既存の組織でなしえない場合、アントレプレナー・ソーシャルアントレプレナーとして企業や非営利組織などを起業し、課題解決に向けてビジネスを牽引する。

（カ）履修モデル

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態	
			必修	選択	自由	講義	演習
共通科目	パブリックヘルス・リーダーシップ特講	1前	2			○	
	世界の健康課題とイノベーション特講	1後	1			○	
	小計（2科目）	—	3			—	
特別演習科目	社会行動科学特別演習	1通		2			○
	環境保健学特別演習	1通		2			○
	小計（2科目）			4		—	
特別研究科目	ヘルスイノベーション特別研究	1－3通	12				○
	小計（1科目）	—	12			—	
合計（5科目）		—	15	4		—	

エ　高度ポリシーメーカー

（ア）想定する学生像

厚生労働省・経済産業省・総務省をはじめとした国・都道府県・市町村などにおいて直接的・間接的に保健医療行政に関与する行政官や、WHO や JICA など国際機関に勤務する者。

（イ）目標

保健医療分野の制度や社会システムに関する具体的な課題意識を明確化した上で、テーマに応じた研究手法を適切に用いて、課題解決に資する科学的かつ蓋然性の高い解決策を、従来の枠組みを超えて提示することができる。

（ウ）基本的な履修の考え方

ヘルスイノベーションの創出に不可欠な、公衆衛生の専門科目及びイノベーションの技法を修得する「共通科目」について学んだ上で、高度で専門的な知識・技法、とりわけ、保健医療体制や保健医療システムのあり方や住民の健康増進を誘発する手法に

ついて学ぶ社会行動科学や保健医療管理学に関する科目を中心として「特別演習科目」を履修し、「ヘルスイノベーション特別研究」の履修を通じて、博士論文をとりまとめる。

（エ）修了要件の考え方

保健医療に関連する制度や社会システムに関わる具体的な課題について科学的な手法によって研究を実施し、課題解決に向けた具体的なインプリケーションを導くことができる能力を身につけ、その内容を博士論文としてとりまとめることができる。

（オ）修了後

入学前に勤務していた自治体・行政機関・国際機関において、自らの専門性を駆使して多様なステイクホルダーを繋げ、高度行政官として従来の枠組みを超えた組織を牽引する。

（カ）履修モデル

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数 必修	単位数 選択	単位数 自由	授業形態 講義	授業形態 演習
共通科目	パブリックヘルス・リーダーシップ特講	1前	2			○	
	世界の健康課題とイノベーション特講	1後	1			○	
	小計（2科目）	―	3			―	
特別演習科目	社会行動科学特別演習	1通		2			○
	保健医療管理学特別演習	1通		2			○
	小計（2科目）			4		―	
特別研究科目	ヘルスイノベーション特別研究	1－3通	12				○
	小計（1科目）	―	12			―	
合計（5科目）		―	15	4		―	

7．施設・設備等の整備計画

（1）校舎等施設の整備計画

本博士課程は本修士課程と同様に川崎殿町キャンパスに開設する。

同地区は、羽田空港から車で 10 分という位置にあり、現在ライフサイエンス・環境分野を中心としたさまざまな企業や研究機関、教育機関が集積していることから、教育研究環境として効果的な地区である。

施設については、実践的な教育・研究を実施することから、少人数での教育が主であり、小講義室の使用が多くなることを想定して整備している。具体的な教室の配置は以下の通りである。

（２階：研究・教育ゾーン）

小講義室（16 名定員）	4 室

※　室間を可動間仕切とすることで、中講義室、大講義室としても使用できるようにし、状況に応じたフレキシブルな利用が可能。

共同研究室	1 室（専任教員共同研究室）
学生用共同研究室	1 室
研究室	16 室
ディスカッションルーム	2 室

（３階：管理・事務ゾーン）

事務室	1 室
理事長室	1 室
研究科長室	1 室
応接室	1 室
会議室	1 室
医務室（休憩室）	1 室

小講義室にはプロジェクター、スクリーン、ホワイトボード、音響設備を完備している。

学生の利便性を考慮し、ICT 基本インフラを整備しており、研究スペース・教育スペース全域で無線 LAN の利用が可能であるほか、教育用クラウド等のツールも活用することで教育・研究活動をインタラクティブにサポートしている。

学生の研究室については、１室を６～最大８名分の研究室として用意し、学生用の机、椅子、パソコン、書籍等の保管庫を人数分用意し、学生が博士論文の執筆等に集中できる学習環境を確保する。

（２）図書等の資料及び図書館の整備計画

既存の神奈川県立保健福祉大学横須賀キャンパスには、図書 127,273 冊（うち外国図書 6,127 冊）を有し、学術雑誌は 3,626 冊（うち外国書 709 種）、電子ジャーナルは 1,530 種（うち外国書 429 種）を常備しており、各キャンパス間を巡回しているシャトル便によって、殿町キャンパスにいながら横須賀キャンパスの蔵書図書を利用することを可能とする。なお横須賀キャンパス図書館の開館時間は平日 9:00～22:00、土曜日 9:00～17:00

であり、平日夜間・土曜日もカバーした設定となっており、学生の都合に応じて直接図書の閲覧・貸し出しを受けることも可能である。

そのため、殿町キャンパスでは、冊子体の図書は専門書や学術誌に厳選し、オンラインで閲覧できる図書を最大限に充実させ、電子ジャーナルやデータベース等の電子書籍に重点を置き整備を進める。

殿町キャンパスにおける図書資料整備にあたっては、次の考え方により、特に研究科のカリキュラム、授業内容に重点を置きながら、学習、教育、研究に必要な資料を収集する。

なお、学術雑誌のうち、データベースでは「Web of Science」、「Westlaw Japan」、「Westlaw Next」、電子ジャーナルでは、「Annals of Internal Medicine」、「Annals of Oncology」、「Science」、「The Lancet」、「The Lancet Diabetes and Endocrinology」、「New England Journal of Medicine」、「Biostatistics」、「Journal of General Internal Medicine」、「JAMA」、「British Medical Journal」、「European Journal of Internal Medicine」、「Journal of Clinical Oncology」、「Statistical Methods in Medical Research」、「The International Journal of Biostatistics」、「Physical & Occupational Therapy in Pediatrics」を購入する。

これらのデータベースはいずれも 2020 年度中に入札及び契約手続きを行う予定であり、2021 年 4 月の開設時点から全て利用可能である。

＜図書資料整備の基本的な考え方＞

①研究科学生の学習、研究を支援する、公衆衛生学を中心としたビジネスや統計資料など各分野の基本的な資料

②教職員の教育、研究に必要なデータベース、外国雑誌を中心とした専門資料

また、上記の学術雑誌に加え、多様な研究テーマを持った学生が入学することを想定し、上記でカバーできない領域の図書等については、学生の研究テーマに応じて、適時、個別に必要な図書等を購入・閲覧できるよう、毎年度一定の予算を確保し、今後も充実を図っていく。

なお、殿町キャンパスにおける図書等は、殿町キャンパスの施設利用時間である、平日 8:30～22:00、土曜日 8:30～18:00 の間はいつでも利用可能である。

設備としては、利用者用に閲覧席（ＰＣ対応）席を備えており、図書間蔵書検索システム OPAC(Online Public Access Catalogue)による蔵書検索が可能であることに加えて、学内 LAN 接続端末からメディカルオンラインをはじめとしたオンライン閲覧も可能である。また、一部の電子ジャーナルやデータベースは自宅や学外からもインターネットを介

してオンライン閲覧を可能とするサービスを、2021 年度から導入予定である。

さらには、他大学の図書館や県内公共図書館等協力機関と連携し、図書の相互賃借や文献複写の相互協力を行っているほか、「神奈川県内大学図書館相互協力協議会」加盟の大学図書館を利用できる共通閲覧証を交付するなど、学生の教育研究環境のさらなる向上を図っている。

8．入学選抜の概要

（1）アドミッションポリシー

健康寿命の延伸や未病を改善して市民一人一人が生きがいを持った人生を送ることができる社会を実現するために、既存の概念にとらわれない課題解決の方策を提示できる人材が強く求められるなか、神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科ヘルスイノベーション専攻（博士課程）では起業家精神を持ち、公衆衛生の視点による科学的根拠に基づいたアプローチによって社会変革に意を尽くし、未来を牽引することができる国際的高度専門人材を排出することを目指している。そのために、本博士課程では、以下のような人材を受け入れる。

① 保健医療の改善を通じて、人々が生きがいを持った豊かな人生を送ることができる社会を構築し、国際社会に貢献することに強い意欲がある者

② 社会で得られた経験に基づいて、保健医療分野における具体的な課題意識を有し、その課題に対して既存の視点に枠組みにとらわれず、かつ論理的・科学的思考に基づいて解決を志す者

③ 医学・歯学・薬学・保健学・公衆衛生学・看護学・工学・経済学・経営学など、様々な専門分野における博士前期課程(修士課程)修了に相当する一定程度の専門知識や研究能力および語学力を有し、倫理観の高い研究を遂行できる者

（2）出願資格

次のいずれかに該当する者。

① 修士の学位や専門職学位を有する者、又は入学前年度末までに取得見込みの者。

② 外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者、又は入学前年度末までに取得見込みの者。

③ 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者、又は入学前年度末までに取得見込みの者。

④ 我が国において、外国の大学院相当として外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院）日本校を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者。

⑤ 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者。

⑥　大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者。（平成元年文部科学省告示第118号）

⑦　大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めたもので、入学の年度当初において24歳に達した者。

（３）ヘルスイノベーション研究科の選抜方法・実施体制

入学者選抜の実施体制は、研究科入試委員会を中心とし、入試全般の企画、広報、選抜試験の実施、評価、次年度への課題の整理等を行う。試験及び合否判定は、大学院及び研究科の教育目標に照らして、事前に評価項目、評価基準、合否判定基準を設定し、それに基づいて実施する。合格者の決定は、一次選考と二次選考の採点結果に基づいて入試委員会が合格者判定原案を作成し、合否判定会議で決定する。試験結果については、簡易開示の方法を定め、受験生本人に開示する。

本博士課程の入学者選抜に当たっては、アドミッション・ポリシーに沿って、受験生が有する課題意識や課題解決に対する意欲、専門知識などについては、入学者選抜の第1次選考における小論文と志望動機書にて受験生に記載させることで、また第2次選考においては面接を行うことで確認する。さらに、本博士課程における研究遂行に必要な課題意識・論述能力・専門知識などについては、小論文とは別に研究計画書を提出させ、第1次選考において評価する。

具体的に、第1次選考の小論文については、あらかじめ公衆衛生に関する論文や最新の健康施策に関する書籍を受験生に提示し、その内容に基づいた小論文を作成させることで、受験生のその時点での専門知識の確認や、社会人経験の中から培った課題意識などについて確認をする。その際、小論文課題の一部または全部について英語で作成することを求め、入学後に英語を用いた学習・研究を十分に行うことができるかを確認することとする。また、志望動機書では、自らが有している社会課題や、その課題解決のために本研究科でどのように取り組みたいかを記載させる。研究計画書では、課題意識と具体的な研究テーマ、及び課題解決に向けた研究方法と結果の仮説について記載させ、その論理性や学術的価値について評価を行う。

また、第2次選考で実施する面接では、公衆衛生に関連した社会的な課題を中心とした質問を面接官が実施することなどを通じ、その専門的な知識を確認する。また、受験生が有するヘルスケア領域の課題意識、さらにその課題を解決しようとする意欲や、本研究科でどのように取り組んでいくか等について、この面接においても回答を求め確認する。この面接においても、一部を英語で行い、受験生の語学力及び意欲を確認する。

なお、受験生に対しては、入学者選抜にあたって公開する学生募集要項及び募集時に行う本学ホームページ上での案内に、本課程における講義は英語で行うこと、研究指導もテーマによって英語で行う可能性があることを明確に周知し、入学後に認識のギャップが

生じないようにする。
これらの一次、二次試験を通じて、本博士課程が掲げるアドミッション・ポリシーにマッチした人材を選抜することにつなげる。

ア　入学定員
入学定員 ２名

イ　選抜方法
【第 1 次選考】
スコアを記した英語力証明書類（TOEFL、IELTS、TOEIC)、小論文、志願動機書、成績証明書等、研究計画書をもとに書類選考。
入学時に求める英語力の基準として、TOEFL(iBT)70 点以上、TOEFL(PBT)550 点以上、TOEIC800 点以上、IELTS6.0 以上のスコアを取得できていることが望ましい。
【第 2 次選考】
面接試験

ウ　留学生の選抜及び支援策
本博士課程の入学資格と同等以上の学力を有する外国人で、本博士課程において教育を受ける目的をもって入国し、入学を志望するものがあるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。
外国人留学生に対しては、「イ　選抜方法」に記載されているとおり、日本人学生と同様の選抜試験を実施するが、全ての書類について英語での記載を可とし、面接試験も英語で実施することができる。
なお本研究科は、タイ国のマヒドン大学やチュラロンコーン大学と研究科開設後の学生交流に関する連携協定を締結しており、これらの大学に代表される、ASEAN 諸国からの留学生を若干名受け入れることを想定している。
留学生のための生活支援としては、独自の奨学金制度の創設を予定している他、専任教員が担当するアカデミックアドバイザーや研究科が開設される殿町キャンパスに留学生対応の事務職員を配置させることで、留学生の日本での学生生活全般のサポートを行う。

９．「大学院設置基準」第２条の２又は第 14 条による教育方法の実施

（１）目的及び必要性
本博士課程では、博士（公衆衛生学）の学位取得に関わる社会人学生を受け入れる。そのため、平日の昼間、夜間、土曜日に授業を開講する。

（2）修業年限

修業年限は 3 年間とする。

（3）履修指導及び研究指導の方法及び授業の方法

基本的に、授業は月曜日から金曜日の 18 時 40 分から 21 時 50 分まで及び土曜日の 9 時から 17 時 50 分までに開設することにより、社会人学生が通学しやすいよう配慮する。また、必要に応じて授業を集中的に開講する。

（4）教員の負担の程度

本研究科の授業は平日夜間及び土曜日を中心に編成されているが､本学では平成 31 年度からの公立大学法人化を契機として、教員について裁量労働制を採用しており、授業の開講時間に合わせ、教員自身にとって負担のないように勤務することが可能である。なお土曜日の授業を受け持つ教員については勤務日の振替の措置をとることとしている。また会議や委員会等の授業以外の就業時間についても、なるべく同一日の開催にするなど、教員にとって過重な負担とならないよう取り組む。

（5）図書館等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員等の配慮

ア　図書館

図書館は、平日 9 時から 22 時まで、土曜日は 9 時から 17 時まで開館し、夜間や土曜日の利用に配慮する。

イ　学生の厚生に対する配慮

精神保健に関する相談には横須賀キャンパスに学生相談室を設けており、研究科が所在する殿町キャンパスにも医務室を設け、学生の利用を可能にする。また、大学周辺にはコンビニエンスストア等があり、利用可能である。

ウ　交通機関

本学は京浜急行大師線の最寄駅から徒歩 15 分の距離にあり、通学等のための交通手段は、夜間開講にあたって不便はない。

エ　夜間開講時間帯の教員及び学生に対する事務的サービス等

非常勤職員等により対応を行う。また、特別な問題が生じた場合は、緊急連絡体制により対処することとし、授業等に支障のないような体制を取る。

10. 管理運営

本博士課程は、神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科規則第４条に基づき、研究科に関する事項について審議するため「教授会」を組織している他、神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科規則第５条に基づく学内委員会である「研究科運営会議」及び同規則第６条に基づく学内委員会である「研究科入試委員会」により管理運営する。

また、本学の研究倫理審査委員会や、学生の学習環境等を支援する学生委員会等の各種学内委員会や学部・大学院共通の事務局により一体的な管理運営が行われており、これらの組織において管理運営を行っていく。

【別添資料 12】神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科規則（案）

（1）研究科教授会

研究科教授会は、本学大学院の教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。ただし、学長が必要と認めるときは、その他の教員も加えることができる。月に一度の頻度で開催する。

教授会は、学長が掲げる次の事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

① 学生の入学、課程の修了及び賞罰に関する事項
② 学位の授与に関する事項
③ 前各号に規定するもののほか、研究科の教育に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

教授会は、上記に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

（2）研究科運営会議

研究科内の連絡調整を行い、もって研究科の運営を円滑にするため研究科運営会議を置く。研究科運営会議は、研究科長、副研究科長及び関係する事務局職員を持って構成される。ただし、研究科長が必要と認めるときは、教員その他の職員を加えることが出来る。

（3）研究科入試委員会

研究科入試委員会は研究科教授会の構成員から選出された教員をもって組織される。研究科入試委員会では本学研究科小委員会規程に定める下記の事項を審議し、入試運営を行う。

① 選抜に関すること
② 選抜試験の実施に関すること
③ 試験問題に関すること
④ 研究生等の選考に関すること

（4）事務組織

本課程は川崎市の殿町キャンパスにおいて開設することから、横須賀キャンパスと連携することで、教員、学生の相談等に支障が生じないよう努める。さらに学内の意思疎通や円滑な管理運営を図るため、上記の委員会を含め、教職員間の会議や各種委員会を開催するが、その際教職員に負担とならないよう、テレビ会議システムを活用する。

11. 自己点検・評価

神奈川県立保健福祉大学における自己点検・評価の実施については、開学に合わせて 2003 年 4 月から自己評価委員会を組織し、自己点検・評価を行ってきた。

2013 年 1 月には、「神奈川県立保健福祉大学将来構想」を掲げ、今後取り組むべき課題の解決及び重点的な取組みを着実に推進するため、具体的な取組み内容と進め方を明確にした。この将来構想の推進体制を位置付けるため、「将来構想実施計画」を策定し、実施計画の取組みは、「保健福祉大学実践行動計画」に位置付けて、毎年度末には自己点検・評価結果を取りまとめ、教授会・評議会での審議を経て教職員への浸透をはかっている。併せてこの評価結果をホームページ等で公表するとともに、評価結果を踏まえて改善を図っている。

また、本学は 2008 年度に大学評価・学位授与機構による大学認証評価を受けた。さらに 2015 年 6 月末には、第二周期の大学認証評価を受けるために大学評価・学位授与機構に自己評価書を提出し、同年 11 月に訪問調査が実施された。評価結果では、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしていると評価された。

本課程開設後も、これまで同様に大学及び大学院全体を通した継続的な自己点検・評価を実施することでより良い教育・研究に向け改善、質の保証を図っていくこととする。

12. 認証評価

本学は、2015 年度に大学評価・学位授与機構により、同機構が定める大学評価基準を満たしている、との評価を受けている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

○ 学士課程において、象徴科目の「ヒューマンサービス論Ⅰ」「ヒューマンサービス論Ⅱ」をはじめとして、人間総合教育科目、連携実践教育科目、専門創造教育科目からな

る体系的な教育課程を構築し、大学の理念である「ヒューマンサービス」教育の実現に努めている。

○　保健福祉学部リハビリテーション学科作業療法学専攻は、世界作業療法士連盟（ＷＦＯＴ）の認定を受けており、卒業生は国際的教育水準をクリアした作業療法士として海外でも活躍することが可能となっている。

○　１年次の必修科目である「保健医療福祉論Ⅰ」において、4学科の学生がグループとなって学科合同の体験学習を行い、全学の教員が事前・事後の学習指導に当たり、保健・医療・福祉現場の連携や総合化の課題を利用者の側からも理解する機会としていること、また、4年次の必修科目である「ヒューマンサービス総合演習」において、4学科合同のグループ学習により事例検討を行い、その成果をプレゼンテーションする全学発表会までのプロセスを通して多職種協働の基礎力を養っていることは、特徴的な取組である。

○　看護師、保健師、管理栄養士、社会福祉士、理学療法士、作業療法士等の国家試験において高い合格率を維持している。

○　就職者の約3分の2は神奈川県内に就職しており、公立大学としての使命を十分に果たしている。

○　大学施設が、バリアフリー・セーフティ・グリーン・エコロジーの４つのコンセプトを基に建設され、高い耐震性能と高度のバリアフリー機能を有しており、ＰＦＩ契約により適切な維持管理が行われている。

○　全授業でリアクションペーパーが利用され、日常的に学生の意見が把握できる状況にあり、授業の改善等に活かされている。

評価結果は、神奈川県立保健福祉大学ホームページ（下記に URL 掲載）へ掲載するとともに、大学や関連機関等へ配布し、広く社会に公表している。

『平成 27 年度大学機関別認証評価実施結果報告』
http://www.kuhs.ac.jp/shoukai/2013071800064/

13. 情報の公表

（1）実施方法

本学では、県民から信頼され地域に貢献する大学として発展していくため、教育研究活動等の状況を本学ホームページ、各種刊行物、公開講座等の手段を用いて広く発信し、積極的な情報公開に努めている。

（2）ホームページによる公開情報

学校教育法施行規則に規定される公表すべき以下の項目について、本学ホームページの「教育情報の公表」（http://www.kuhs.ac.jp/shoukai/2013122600032）により公開している。

ア　大学の教育研究上の目的に関すること

イ　教育研究上の基本組織に関すること

ウ　教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

エ　入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

オ　授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること

カ　学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

キ　校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

ク　授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

ケ　大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

このほか、ホームページ上には大学認証評価の自己評価書、収支状況、教員の教育研究活動報告及び全学的研究活動についても掲載し、広く社会に対し公表している。

（3）その他の公開情報

ホームページ以外の情報の公表の手段としては、受験生向けの大学パンフレットにおいて教育理念、教育目標やカリキュラム等を記載し県内を中心に広く配布しているほか、オープンキャンパスや公開講座を開催することにより、進学希望者や地域の方々などに対し本学の教育研究活動を理解してもらう機会を提供している。

14. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

（1）教職員研修

本学は教員の資質の維持向上を図るため、ファカルティ・ディベロップメント（FD）・スタッフ・ディベロップメント（SD）委員会を組織し、全学的な取組みを行っており、本研究科においても、研究科の特性をふまえた積極的な取組みを推進する。

ア　全学的な取組み

本学では全学的な取組みとして、学内に FD・SD 委員会を設置し、研修の企画実施を行っている。専門職の養成という本学の特色や教員ニーズを踏まえた FD・SD 研修会は年 2 回程度開催している。この研修会では、より効果的な授業評価のフィードバックについて検討を行うなどの取組みを通じて、教員の資質向上を図ると共に、授業内

容や教育方法の改善につながる取組みを積極的に展開している。また、SDとして職員も対象とし、大学における教育研究への職員の理解促進、教職員間のコミュニケーションの増進など、より良い大学運営に向けた職員の資質向上の取組みも強化している。

さらに、研究倫理や人権倫理に関するテーマについて、関連委員会によるFD・SDを開催している。また、特に新任教員に対する研修会を開催して、基本理念・教育目標の浸透・普及に努めている。FD・SD の開催状況や結果については、教員等に対してニュースレターを発行し、学内での情報共有を図っている。

イ　大学院（保健福祉学研究科）の取組み

2009 年度より大学院独自の FD を毎年 2 回程度開催しており、大学院教育システムや教育支援体制や、社会人大学院生への指導・教育評価等をはじめ保健福祉学に関連した内容について取り上げている。FDの進め方としては、各回のテーマにふさわしい他大学院の教授陣を招いての講演や、テーマに基づくグループワークを実施している。今後も、各授業科目を担当する教員の資質向上に役立つ研修会や、キャリアパス確保に配慮した指導方針等についての意見交換を企画・実施する。

ウ　大学院（ヘルスイノベーション研究科）における取組み

全学的なFDに加えて、本研究科独自のFDとしては、ヘルスイノベーションに関する最新の知見や、アクティブ・ラーニングなどの効果的な教育技法を身につけるためのワークショップを年1～2回程度開催する。また、本研究科では積極的に英語による授業を開講することから、英語による授業を行う教員を対象として英語による教材作成やプレゼンテーションに関する研修を実施し、英語による質の高い授業実施に向けて継続的な取組みを行う。

また、本研究科に係る業務に携わる職員については、教員及び学生の教育・研究を支援できるよう、産官学連携促進や最新のヘルスイノベーションに関する最新の知見を学ぶ研修の実施のほか、シンポジウム等で学ぶ機会を積極的に設ける。

エ　その他の職員研修について

職員向けの研修としては、上記アの全学的な FD・SD 研修会及びウのヘルスイノベーション研究科の取組みとして実施するほか、県からの派遣職員については、県にて行っている職員研修として、新採用職員研修、初期・中期・後期キャリア研修、新任管理職研修等も確実に受講させ、職員としての資質向上に努めることとしている。

【別添資料 13】令和元年度　ＦＤ・ＳＤについて（実績一覧）

（2）教員雇用の任期制度

本学では、開学時の 2003 年度より、大学教員等の任期に関する法律第３条第１項の規定に基づき、教員の任期に関する規程等を定め、任期制度を採用しており、教員組織の活性化と教員の流動性が図られている。

全ての職位に対し、次表のとおり教員任期を定め、一定期間後はその間の教育研究活動を組織的に評価する仕組みを導入・運用している。

職	任期	再任に関する事項
教授	10 年	再任可
准教授	5 年	再任可
講師	5 年	再任可 ただし、2 回限りとする。
助教	5 年	再任可 ただし、2 回限りとする。1 回目の再任の任期は 3 年、2 回目の再任の任期は 2 年とする。
助手	5 年	再任可 ただし、2 回限りとする。1 回目の再任の任期は 3 年、2 回目の再任の任期は 2 年とする。

備考 任期中に公立大学法人神奈川県立保健福祉大学職員就業規則第 19 条に規定する定年に該当する者の任期は、この表にかかわらず、同規則第 17 条第 3 項に規定する退職の日までとする。

（3）教員評価制度

教員の大学における諸活動について、学内で自律的・主体的に点検・評価を行うことにより、各教員の発揮した能力等を公正かつ客観的に評価し、その結果を人材育成及び人事上の処遇に活用することをもって、各教員のモチベーションの向上を図り、ヒューマンサービスの実現を目指す本学の教育研究等諸活動の活性化と一層の充実を図ることを目的として、教員人事評価を実施している。

評価の対象は、担当分野について、適切に教育を進めることができるかを評価する「教育活動能力」、担当分野について、適切に研究を進めることができるかを評価する「研究活動能力」、学内組織の中でそれぞれの職に応じた役割を果たすことができるかを評価する「大学運営能力」及び研究成果を社会へ還元し、地域の活性化に貢献するよう努めることができるかについて評価する「社会貢献能力」の４つの能力となっている。

（4）授業評価

本学では既に授業評価制度を採用しており、毎回の授業についてその感想や意見等をリアクションペーパーにて吸い上げ、各担当教員の授業運営に活用している。ヘルスイノベーション研究科（修士課程）においても、科目ごとに最終回に学内で統一した用紙にて授業評価を実施している。授業の内容、方法等についての記述は、教授会を通じて

公表され担当教員に伝えられて授業改善に活用されている。本博士課程においても、ヘルスイノベーション研究科（修士課程）と同様の授業評価を実施する。

（5）研究成果公表の機会

学術研究活動の推進を図ることを目的に、年1回教員の研究発表会を開催し、学内の研究助成金を活用した研究の発表や、海外研修の報告を実施している。

（6）研究倫理のガイダンス

研究倫理審査委員会が中心となって、研究倫理指針の改定への対応と研修会を、教員を対象に実施している。また必要に応じて研究倫理審査委員会主催の研究倫理に関するFDを実施している。また図書・情報委員会との連携で、研究に関わる個人情報保護や、具体的な取扱い基準・手続きの検討および教員へのアナウンスを行っている。

上記に加え、研究委員会主催で研究活動における不正行為の防止や、研究費使用におけるコンプライアンス遵守のための研修会を毎年度実施している。

（7）教員の短期留学制度

海外研修助成制度が開学時より設けられ年間4～5名の教員に活用されている。2015年度より、対象者数を絞り長期滞在型の海外研修を奨励するものとし、若手教員にチャンスを与えるものとなっている。

設置趣旨等を記載した書類　別添資料

【目次】

資料１　ヘルスイノベーション研究科ヘルスイノベーション専攻（博士課程）全体像

資料２　ディプロマ・ポリシーと授業科目の対応

資料３　完成年度末の教員年齢構成

資料４　公立大学法人神奈川県立保健福祉大学職員就業規則

資料５　多様なメディアを利用した履修の運用方法等について

資料６　ヘルスイノベーション研究科 時間割案

資料７　神奈川県立保健福祉大学学位規則（案）

資料８　ヘルスイノベーション研究科における博士論文審査実施要項（案）

資料９　ヘルスイノベーション研究科（博士課程）履修指導及び研究指導の方法・スケジュール

資料 10　研究指導の流れ

資料 11　神奈川県立保健福祉大学研究倫理審査規程

資料 12　神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科規則（案）

資料 13　令和元年度　ＦＤ・ＳＤについて（実績一覧）

ヘルスイノベーション研究科ヘルスイノベーション専攻（博士課程）　全体像

資料1

アドミッションポリシー

①保健医療の改善を通じて、人々が生きがいを持った豊かな人生を送ることができる社会を構築し、国際社会に貢献することに強い意欲がある者

社会貢献への意欲

②社会で得られた経験に基づいて、保健医療分野における具体的な課題意識を有し、その課題に対して既存の視点に枠組みにとらわれず、かつ論理的・科学的思考に基づいて解決を志す者

課題解決への意欲

③医学・歯学・薬学・保健学・公衆衛生学・看護学・工学・経済学・経営学など、様々な専門分野における博士前期課程(修士課程)修了に相当する一定程度の専門知識や研究能力および語学力を有し、倫理観の高い研究を遂行できる者

知識研究能力

特別研究科目

研究計画書作成 → 計画発表会 → 研究の遂行 → 中間報告会 → 予備審査資格審査 → 最終審査会

ヘルスイノベーション特別研究

＊必修（12単位）

特別演習科目

疫学　生物統計学

社会行動科学

環境保健学　保健医療管理学

＊2領域選択必修（計4単位）

共通科目

ﾊﾟﾌﾞﾘｯｸﾍﾙｽ ﾘｰﾀﾞｰｼｯﾌﾟ　世界の健康課題とイノベーション

＊必修（計3単位）

1年次　2年次　3年次

博士論文

＋必要に応じて

ヘルスイノベーション研究科（修士課程）【リメディアル】

公衆衛生学の知識が不足している人、詳しく学び直したい人は、修士課程の科目を履修。
【修士課程：公衆衛生学基盤科目21科目、ヘルスイノベーション専門科目13科目等が履修可能】
＊単位認定は行うが、修了要件へは含めない。

カリキュラムポリシー

① ヘルスイノベーションに関わる高度専門人材として身につけるべき保健医療・公衆衛生に関する専門的かつ学際的な知識や科学的論理性などの学術性に加え、リーダーとして求められる教養・倫理観及び価値規範を身につけるための科目を設置する

高度専門人材に必要な知識や教養の獲得

② 世界的課題の解決に取り組む国際的人材の育成を見据えた教育課程とするために、積極的に英語による授業を開講して、英語のみによる単位履修を可能とする

国際的人材養成のため英語で開講

③ 革新的な課題解決の方策を提示する上で求められる深い洞察力と高度な課題解決能力を滋養するため、自ら解決策の提示に取り組む演習形式の科目を配すると共に、具体的な課題解決の方策を深く探求するために特別研究科目を設置する

課題解決能力を高める演習科目の配置

ディプロマポリシー

① 現代における保健医療の諸課題、最新のテクノロジーや社会システムを深く理解し、科学的な評価・分析に基づいて課題を抽出し、科学的根拠に基づいた革新的な課題解決の方策を提示することを通じて、保健医療における新たな社会的・経済的価値を生み出すことができる能力を身につけていること

課題解決能力

② 保健医療の向上を担う国際的高度専門人材として、研究・産業・保健医療提供・行政などそれぞれの領域において、国内外におけるリーダーシップを発揮できる学術性・専門性・教養・倫理観及び価値規範を有していること

リーダーシップ

養成する人材像

博士（公衆衛生学）
Ph.D

◆ 高度研究人材
国内外の教育研究機関や企業内研究所などにおいて、保健医療分野の課題解決に繋がる技術や社会システムの革新に関する高度な研究・開発を自ら行い、また牽引することができるリーダー人材

◆高度マネジメントリーダー
国際的企業や非営利法人などにおいて、保健医療分野の課題解決に繋がる革新的な技術やサービスを具体的に産業化・組織化し、グローバルに展開するために組織を牽引できるリーダー人材

◆高度ヘルスケアプロバイダ
病院をはじめとした保健医療サービスの提供組織などにおいて、地域や国際社会のニーズに則したサービスを高度かつ効果的・効率的に提供するために組織を牽引することができるリーダー人材

◆高度ポリシーメーカー
国際機関や行政機関などにおいて、保健医療分野の課題解決に取り組む様々な組織・人材などを繋ぎ、保健医療課題の解決に資するエコシステムをグローバルに構築することができるリーダー人材

デイプロマ・ポリシーと授業科目の対応

資料2

【ディプロマポリシー】
1. 現代における保健医療の諸課題、最新のテクノロジーや社会システムを深く理解し、科学的な評価・分析に基づいて課題を抽出し、科学的根拠に基づいた革新的な課題解決の方策を提示することを通じて、保健医療における新たな社会的・経済的価値を生み出すことができる能力を身につけていること
2. 保健医療の向上を担う国際的高度専門人材として、研究・産業・保健医療提供・行政などそれぞれの領域において、国内外におけるリーダーシップを発揮できる学術性・専門性・教養・倫理観及び価値規範を有していること

DP対応		科目区分	NO.	授業科目の名称	配当年次	単位数		
① 課題の理解、抽出、課題解決方策の提示を通じて、新たな社会的・経済的価値を生み出すことができる能力を有していること	② 国際的高度専門人材として、それぞれの領域において、リーダーシップを発揮できる学術性・専門性・教養・倫理観及び価値規範を有していること					必修	選択	自由
	○	共通科目	共1	パブリックヘルス・リーダーシップ特講	1前	2		
	○		共2	世界の健康課題とイノベーション特講	1後	1		
				小計(2科目)		3		
○	○	特別演習科目	演1	疫学特別演習	1通		2	
○	○		演2	生物統計学特別演習	1通		2	
○	○		演3	社会行動科学特別演習	1通		2	
○	○		演4	環境保健学特別演習	1通		2	
○	○		演5	保健医療管理学特別演習	1通		2	
				小計(5科目)		0	10	
○	○	特別研究科目	研1	ヘルスイノベーション特別研究	1～3通	12		
				小計(1科目)		12	0	
		合計(8科目)				15	10	

資料３

完成年度末の教員年齢構成

年齢(歳)	教員数（人）
70	1
68	1
67	
66	
65	1
64	
63	
62	
61	1
60	1
59	
58	
57	1
56	
55	1
54	
53	
52	1
51	
50	1
49	1
48	
47	
46	
45	1
44	1
43	1
42	
41	
40	
39	1
38	
37	
36	1
35	
34	
33	
合計	15

資料４

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学職員就業規則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）第 89 条の規定に基づき、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学（以下「法人」という。）に勤務する職員及び臨時的任用職員の就業に関する事項を定めることを目的とする。

（関係法令）

第２条　この規則及びこれに附属する諸規程に定めのない事項については、労基法、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）その他関係法令の定めるところによる。

（定義）

第３条　この規則において、職員とは、法人に雇用される者で、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）に基づき、神奈川県から派遣された職員及び他法人との間で個別に締結した出向協定書に基づき当該他法人から法人に出向した職員を含み、次項及び次の各号に掲げる者を除いた者をいう。

(1)　公立大学法人神奈川県立保健福祉大学再雇用職員に関する就業規則第３条第２項に規定する再雇用職員

(2)　公立大学法人神奈川県立保健福祉大学契約職員に関する就業規則第３条に規定する契約職員

２　この規則において、臨時的任用職員とは、次のいずれかに該当する場合に、常時勤務を要する職に臨時に雇用される者をいう。

(1)　育児休業中の場合の代替要員として臨時的に雇用する必要があるとき

(2)　欠員にしておくことができない緊急の場合において臨時的に雇用する必要があるとき

(3)　その他理事長が特に認めるとき

３　この規則において、教員とは、職員のうち教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。

４　第１項各号に掲げる者の就業に関する事項については、理事長が別に定める。

（規則の遵守）

第４条　法人及び職員並びに臨時的任用職員は、この規則を遵守し、その誠実な履行に努めなければならない。

（労働条件の変更）

第５条　この規則その他理事長が定める規則等に定める労働条件及び服務規律等については、経営環境の変化に伴い業務上必要があると認めるときは、職員の意見を聴いて、変更することがある。

２　個別労働契約により、この規則の変更により変更し得ない特約がある場合には、前項により変更された労働条件は適用されない。

第２章　職員の人事

第１節　採用

（採用）

第６条　理事長は、労働契約の期間（以下「任期」という。）を定め、あるいは定めないで職員を採用することができる。

２　理事長は、期間を定めた労働契約を締結する職員（以下「任期付職員」という。）の労働契約期間満了の際、当該職員を同一の職位で再任することができる。

３　教員のうち任期付職員であるものに関する事項については、この規則に定めるほか、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学における教員の任期に関する規程の定めるところによる。

（採用方法）

第７条　職員の採用は、競争試験又は選考による。

２　前項に規定する選考は、理事長が必要があると認めるときは、知識、技能等の判定の方法として筆記考査、実地考査、面接考査等を用いることができる。

３　第１項の競争試験及び選考に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（試用期間）

第８条　職員として採用された日から６箇月以内は試用期間とし、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。ただし、理事長が特に認めたときは、試用期間を設けないことができる。

２　職員が試用期間の開始後６箇月以内において実際に勤務した日数が 90 日に満たない場合には、その日数が 90 日に達するまで、その試用期間を延長するものとする。

３　その他理事長が特に必要と認める場合は、試用期間を１年に至るまで延長することができる。

４　試用期間は、勤務年数に通算する。

第２節　労働契約

（労働契約の締結）

第９条　理事長は、職員を採用するに際しては、労働契約を締結する。

２　理事長は、前項に定めるほか、任期付職員が第６条第２項に規定する再任となった場合並びに教員のうち任期付職員であるものが第 12 条に規定する昇任及び第 13 条に規定する降任となった場合は、当該職員との間で労働契約を締結する。ただし、この場合、第７条及び第８条の規定は適用しない。

（勤務条件の明示）

第 10 条　職員として採用しようとする者には、その採用に際して、次の各号に掲げる事項を記載した文書を交付するものとする。

(1)　労働契約の期間に関する事項

(2)　勤務の場所及び従事すべき業務に関する事項
(3)　始業及び終業の時刻、所定勤務時間を超える勤務の有無、休憩時間、休日、休暇に関する事項
(4)　給与（退職手当、臨時に支払われる給与、期末手当、勤勉手当及びその他これらに準ずる給与を除く。）の決定、計算及び支払の方法並びに給与の締切り及び支払の時期
(5)　退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

第３節　人事評価

（勤務成績の評価）
第 11 条　法人は、職員の勤務成績等について評価を実施する。
２　前項のほか必要な事項については、理事長が別に定める。

第４節　昇任、降任等

（昇任）
第 12 条　職員の昇任は、選考による。
２　前項の選考は、選考される者の当該職の職務遂行の能力の有無を、選考の基準に適合しているかどうかに基づいて判定するものとする。
３　前項に規定する選考の基準は、法令に基づく学歴、免許その他の資格及び法人が必要と認める知識、技能、経歴等を有すること並びに人事評価が良好であることとする。
４　前項のほか必要な事項については、理事長が別に定める。
（降任・降給）
第 13 条　職員が次の各号のいずれか（降給の場合は第５号を除く。）に該当する場合には、降任又は降給させることができる。
(1)　勤務実績が良くないとき
(2)　心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき
(3)　前２号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠くとき
(4)　本人の申し出があったとき
(5)　組織の改廃により廃職が生じたとき
２　前項のほか必要な事項については、理事長が別に定める。

第５節　人事異動

（人事異動）
第 14 条　理事長は、人事異動を命ずることができる。
２　職員は、人事異動を命ぜられたときは、直ちに着任しなければならない。
３　前項のほか必要な事項については、理事長が別に定める。
（クロスアポイントメント制度）
第 15 条　理事長は、法人と法人以外の他の機関（以下「他機関」という。）との協定に基づき、職員が法人及び他機関の身分を有しながら法人及び他機関の業務を行うため、

職員を出向させ又は採用すること（以下「クロスアポイントメント」という。）ができる。

2　前項の規定の適用を受ける職員の就業について前項に掲げる協定に規定されている事項については、この規則又は法人の他の規則等の規定に関わらず、当該事項を適用する。

3　クロスアポイントメントの取り扱いについて必要な事項は、理事長が別に定める。

第６節　休職

（休職）

第 16 条　理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その意に反してこれを休職させせることができる。

(1)　心身の故障のため、長期の休養を要するとき

(2)　刑事事件に関し起訴されたとき

(3)　前各号に掲げるもののほか、理事長が特に認めるとき

2　前項のほか必要な事項については、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学職員の休職に関する規程で定める。

第７節　退職及び解雇

（退職）

第 17 条　職員は、次の各号のいずれかに該当した場合には退職とし、職員としての身分を失う。

(1)　定年に達した日（その職員の定年に達する誕生日の前日）以後における最初の３月 31 日に到達したとき

(2)　自己都合による辞職を願い出て、承認されたとき

(3)　任期付職員について、その任期が満了したとき（再任、昇任又は降任した場合を除く）

(4)　休職期間が満了し、復職しないとき

(5)　死亡したとき

（自己都合による退職手続）

第 18 条　職員は、退職しようとするときは、理事長が別に定める様式により、原則として退職を希望する日の 30 日前までに、理事長に申し出なければならない。

（定年）

第 19 条　職員の定年は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年齢とする。

(1)　教員　満 65 歳

(2)　前号以外の職員（学長及び副学長を除く）　満 60 歳

2　教育研究又は法人運営の遂行において理事長が特に必要と認める者は、前項に規定する定年によらないことができる。

（定年による退職の特例）

第 20 条　理事長は、定年に達した職員が第 17 条第１号の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して１年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を引き続いて勤務させることができる。

(1)　当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により業務の運営に著しい支障が生ずるとき

(2)　当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき

(3)　当該職務を担当する者の交替が当該職務に係る業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により業務の運営に著しい支障が生ずるとき

(4)　前各号に掲げるほか理事長が特に必要と認めるとき

２　理事長は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続き存すると認めるときは、１年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して原則として３年を超えることができない。

３　理事長は、第１項の期限又は前項の規定により延長された期限が到来する前に第１項各号に掲げる事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げることができる。

４　理事長は、第１項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合、第２項の規定により期限を延長する場合又は前項の規定により期限を繰り上げる場合には、当該職員の同意を得なければならない。

５　前各項のほか必要な事項については、理事長が別に定める。

（定年退職者等の再雇用）

第 21 条　理事長は、第 17 条第１号の規定により退職した職員、前条の規定により勤務した後退職した職員等が希望した場合には、再雇用する。ただし、次条第１項及び第２項に規定する事由に該当する職員については、この限りではない。

２　前項のほか必要な事項については、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学再雇用職員に関する就業規則で定める。

（解雇）

第 22 条　職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇することができる。

(1)　勤務成績又は業務能率が著しく不良で、向上の見込みがない等、就業に適さないと認められたとき

(2)　勤務状況が著しく不良で、改善の見込みがなく、職員としての職責を果たし得ないと認められたとき

(3)　業務上の傷病による療養の開始後３年を経過しても当該負傷又は疾病が治らな

い場合であって、職員が傷病補償年金を受けているとき又は受けることとなったとき（法人が打ち切り補償を支払ったときを含む）

(4)　心身の障害について、適正な雇用管理を行い、雇用の継続に配慮してもなおその障害により業務に耐えられないと認められたとき

(5)　試用期間中の職員について、試用期間中に引き続き雇用しておくことが適当でないと認められたとき

(6)　第 47 条第１項第１号に定める懲戒解雇事由に該当する事実があると認められたとき

(7)　事業の運営上のやむを得ない事情又は天災事変やその他これに準ずるやむを得ない事情により、法人の事業の縮小・転換又は部門の閉鎖等を行う必要が生じた場合であって、他の職務への配置転換等解雇を回避するための経営努力が相当になされ、手続きの妥当性等が認められるとき

(8)　その他前各号に準ずるやむを得ない事情があったとき

２　職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇する。

(1)　禁錮以上の刑に処せられたとき

(2)　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入したとき

３　前項第２号の場合であっても、業務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行が猶予された職員について、情状を考慮して理事長が特に必要があると認めるときは、解雇しないものとすることができる。ただし、その刑の執行の猶予の言渡しを取り消された場合には、解雇する。

４　第１項又は第２項による解雇の取扱いについては、理事長が別に定める。

（解雇制限）

第 23 条　前条第１項から第３項までの規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間は解雇しない。

(1)　業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務しない期間及びその後 30 日間

(2)　産前産後の女性職員が労基法第 65 条の規定によって勤務しない期間及びその後 30 日間

２　前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは適用しない。

(1)　前項第１号の場合において、療養開始後３年を経過した日において、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）又は労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に基づく傷病補償年金を受けているとき又は同日後において傷病補償年金を受けることとなったとき

(2)　風水震災害その他の天災事変などやむを得ない事由のため法人の事業の継続が

不可能となった場合で、所轄労働基準監督署長の認定を受けたとき

（解雇予告）

第 24 条　法人は、第 22 条の規定による解雇を行う場合には、少なくとも 30 日前までに予告をするか、又は労基法第 12 条に定める平均賃金の 30 日分を解雇予告手当として支払わなければならない。

２　前項の予告の日数は、解雇予告手当を支払った日数だけ短縮することができる。

３　第１項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、予告することなく即時解雇する。

(1)　試用期間中の者を採用の日から 14 日以内に解雇するとき

(2)　風水震災害その他の天災事変などやむを得ない事由のため法人の事業の継続が不可能となった場合で、所轄労働基準監督署長の認定を受けたとき

(3)　職員の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合で、所轄労働基準監督署長の認定を受けたとき

（退職後の責務）

第 25 条　退職又は解雇された者は、身分証明書その他職員に交付されていた証明書等及び法人から貸与された物品を返還しなければならない。

（退職証明等）

第 26 条　退職又は解雇された者が退職証明書の交付を請求した場合、又は解雇された者が解雇の予告がされた日から退職の日までの間において解雇の理由を記載した証明書の交付を請求した場合は、労基法第 22 条に定めるところにより遅滞なくこれを交付する。

第３章　職員の給与及び退職手当

（給与）

第 27 条　職員の給与として、給料その他各種手当（次条に規定する退職手当を除く。）を支給する。

２　前項のほか必要な事項については、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学職員の給与に関する規程で定める。

（退職手当）

第 28 条　職員の退職手当については、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学職員の退職手当に関する規程で定める。

第４章　職員の服務

（服務の原則）

第 29 条　職員は、地方独立行政法人法に定める公立大学法人の使命と業務の公共性を自覚し、誠実かつ公正に職務に専念しなければならない。

２　職員は、その職務を遂行するに当たって、法令その他法人の規程等に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

３　この規則に定めるほか、服務に関して必要な事項は理事長が別に定める。

（信用失墜行為の禁止）

第 30 条　職員は、職務の内外を問わず、法人の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（守秘義務）

第 31 条　職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

２　法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、理事長の許可を受けなければならない。

（職員の倫理）

第 32 条　職員は、職務に係る倫理の保持に努めなければならない。

（職務専念義務）

第 33 条　職員は、法令及びこの規則が定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、法人がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

第 34 条　職員は、理事長が別に定める事由に該当する場合には、あらかじめ理事長の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

２　前項に規定する事由その他必要な事項については、別に定める。

（兼業）

第 35 条　職員は、理事長の許可を受けずに法人の業務以外の業務につくことはできない。

２　前項に規定する許可その他必要な事項については、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学職員兼業規程（以下「職員兼業規程」という。）で定める。

（身分証明書）

第 36 条　職員は、その身分を明確にし、業務の適正な遂行を図るため、常に身分証明書を所持し、職務の執行に当たり職員であることを示す必要があるときは、いつでも提示しなければならない。

（ハラスメント）

第 37 条　職員は、いかなるハラスメントもしてはならない。

２　前項のほか必要な事項については、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学ハラスメントの防止等に関する規程で定める。

（欠勤）

第 38 条　休暇の承認を受けず、若しくは届出をせず、職務専念義務免除等の承認を受けず、又は勤務命令に反し、正規の勤務時間中に勤務しないときは、欠勤とする。

（勤務時間中の外出）

第 39 条　職員は、勤務時間中みだりに執務の場所を離れてはならない。

２　私事のため一時外出しようとするときは、上司の承認を受けなければならない。

第５章　職員の勤務時間等

（勤務時間等）

第 40 条　職員の勤務時間、休日及び休暇等については、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程で定める。

（裁量労働制の適用）

第 41 条　職員のうち業務の性質上、業務の遂行の手段及び時間配分をその者の裁量に委ねることが適当な職員については、労基法第 38 条の３第１項に規定する労使協定に基づき、専門業務型裁量労働に関するみなし労働時間制を適用する。

第６章　職員の休業

（育児休業）

第 42 条　職員は、子（理事長が別に定める子に限る。）を養育するために必要がある場合は、理事長に申し出て育児休業を取得し、又は勤務時間の短縮等の措置を受けることができる。

２　前項に規定する子その他必要な事項については、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学職員の育児休業等に関する規程で定める。

（介護休業）

第 43 条　傷病のため介護を要する家族がいる職員は、理事長に申し出て介護休業、介護時間等を取得することができる。

２　前項のほか必要な事項については、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学職員の介護休業等に関する規程で定める。

（その他の休業）

第 44 条　職員は、業務の運営に支障がない場合であって次の各号に掲げる場合には、理事長に申し出て当該各号に掲げる休業を取得することができる。

(1)　職員が大学その他の教育施設において修学する場合（当該職員の業務に関する能力の向上に資すると認められる場合に限る。）　修学部分休業

(2)　満 55 歳以上に達した職員が、加齢による諸事情への対応、地域ボランティア活動への従事などの地域貢献、定年後の生活準備などを行う場合　高齢者部分休業

(3)　外国で勤務等をする配偶者と生活を共にする場合　配偶者同行休業

(4)　在職期間が５年以上の職員が、大学等教育施設で課程の履修又は国際貢献活動等を行う場合（当該職員の業務に関する能力の向上に資すると認められる場合に限る。）　自己啓発等休業

２　前項に掲げる休業について、前項のほか必要な事項については、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学職員の修学部分休業に関する規程、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学職員の高齢者部分休業に関する規程、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学職員の配偶者同行休業に関する規程及び公立大学法人神奈川県立保健福祉大学職員

の自己啓発等休業に関する規程に定める。

第７章　職員の表彰及び懲戒

第１節　表彰

（表彰）

第 45 条　理事長は、業務の運営に顕著な功績または職員の模範として推奨すべき業績のあった者若しくは社会へ貢献した者を表彰することができる。

２　職員の表彰については、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学職員の表彰に関する規程で定める。

第２節　懲戒

（懲戒）

第 46 条　職員が次のいずれかに該当する場合は、懲戒に処することができる。

(1)　法令及びこの規則その他法人の諸規程等に違反したとき

(2)　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(3)　法人の職員たるにふさわしくない非行のあったとき

(4)　その他前各号に準ずる程度の不適切な行為があったとき

(5)　管理監督者である職員が、部下職員が前各号に掲げる場合に該当する場合であって、その指導監督に適正を欠いていたり、部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認していたとき

（懲戒の種類及び程度）

第 47 条　懲戒の種類及び程度は、次のとおりとする。

(1)　懲戒解雇　予告期間を設けず、即時に解雇する。ただし、所轄労働基準監督署長の解雇予告除外認定を受けられなかった場合は、第 24 条に定める解雇予告の手続を経て解雇する。

(2)　停職　６箇月を限度として出勤を停止し、職務に従事させず、その間はいかなる給与も支給しない。

(3)　減給　給与の一部を減額する。ただし、１回の額は平均賃金の１日分の半額を超えず、その総額は１給与支払期間の給与総額の 10 分の１を限度とする。

(4)　戒告　職員にその責任を確認し、及びその将来を戒める。

２　懲戒処分は、次号に掲げる事項を総合的に考慮して量定する。

(1)　非違行為の動機、態様及び結果

(2)　故意又は過失の程度

(3)　非違行為を行った職員の職責及びその職責と非違行為との関係

(4)　他の職員及び社会に与える影響

(5)　過去の非違行為の有無

３　前各項のほか必要な事項については、理事長が別に定める。

第８章　職員のその他就業に関する事項

（研修）
第 48 条　職員は、業務に関する必要な知識及び技能を向上させるため、研修に参加することを命ぜられた場合は、研修を受けなければならない。
２　理事長は、職員の研修機会の提供に努めるものとする。
３　前２項のほか必要な事項については、理事長が別に定める。
（勤務発明）
第 49 条　職員の勤務発明等については、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学勤務発明等に関する規程で定める。
（損害賠償）
第 50 条　職員が故意又は重大な過失によって法人に損害を与えた場合は、第 46 条の懲戒とは別に、その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。
（安全衛生）
第 51 条　理事長は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他関係法令に基づき、職員の健康増進と危険防止のために必要な措置を講ずるものとする。
２　前項のほか必要な事項については、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学安全衛生規程で定める。
（出張）
第 52 条　職員は、業務上必要がある場合には、出張を命ぜられることがある。
２　出張を命じられた職員が出張を終えたときは、速やかにその旨を上司等に報告しなければならない。
（旅費）
第 53 条　職員が前条の規定により出張する場合は、旅費を支給する。
２　前項のほか必要な事項については、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学職員の旅費に関する規程で定める。
（業務上の災害等）
第 54 条　職員の業務上の災害及び通勤途上における災害については、地方公務員災害補償法その他関係法令の定めるところにより、補償を行う。
（社会保険等）
第 55 条　職員の社会保険等は、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律 152 号）、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）その他関係法令に定めるところによる。
（福利厚生）
第 56 条　職員は、一般財団法人神奈川県厚生福利振興会に加入することができる。

第９章　臨時的任用職員の就業に関する事項

（雇用）
第 57 条　第３条第２項に規定する臨時的任用職員を雇用しようとする場合は、その就かせようとする職務に見合った知識、技能、経験、健康状態等業務遂行能力について、

慎重かつ公正に選考のうえ雇用しなければならない。

２　臨時的任用職員の雇用は、正規職員の採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではない。

（雇用期間）

第 58 条　第３条第２項第２号及び第３号の事由に該当して雇用された臨時的任用職員の雇用期間は、１年を超えない期間とする。

２　第３条第２項第１号の事由に該当して雇用された臨時的任用職員の雇用期間は、当該育児休業職員が請求した育児休業の期間を限度とする。

３　前２項の臨時的任用職員の雇用期間は、更新することができる。

（退職）

第59条　臨時的任用職員は、次の各号のいずれかに該当した場合には退職とし、臨時的任用職員としての身分を失う。

(1)　雇用期間の末日が到来したとき

(2)　自己都合による辞職を願い出て、承認されたとき

(3)　休職期間が満了し、復職しないとき

(4)　死亡したとき

２　理事長は、雇用期間の末日の 30 日前までに、雇用期間が終了する旨を本人に通告するものとする。

（給与）

第 60 条　臨時的任用職員の給与の種類、額、支給方法等は、正規職員の給与の取扱いに準ずるものとし、初任給の決定にあたっては、初任給基準表のその他欄を適用する。

（退職手当）

第 61 条　臨時的任用職員のうち、雇用が開始する日の属する月から雇用期間が終了する日の属する月までの月数が通算して６月以上となる者については、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学職員の退職手当に関する規程に規定する退職手当を支給する。

（業務上の災害等）

第 62 条　臨時的任用職員の業務上の災害又は通勤途上における災害については、労基法、地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法その他関係法令の定めるところによる。

（社会保険等）

第63条　臨時的任用職員の社会保険等の適用については、地方公務員等共済組合法、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、介護保険法（平成９年法律第123号）、雇用保険法その他関係法令の定めるところよる。

（福利厚生）

第64条　臨時的任用職員（一般財団法人厚生福利振興会が規定する者に限る。）は、一般財団法人神奈川県厚生福利振興会に加入することができる。

（準用）
第65条　第10条（勤務条件の明示）、第16条（休職）、第18条（自己都合による退職手続）、第22条（解雇）、第23条（解雇制限）、第24条（解雇予告）、第25条（退職後の責務）、第26条（退職証明等）、第４章（服務）、第40条（勤務時間等）、第42条（育児休業）、第43条（介護休業）、第45条（表彰）、第46条（懲戒）、第47条（懲戒の種類及び程度）、第48条（研修）、第49条（勤務発明）、第50条（損害賠償）、第51条（安全衛生）、第52条（出張）及び第53条（旅費）の規定は、臨時的任用職員に準用する。

附　則

（施行期日）
１　この規則は、平成30年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　地方独立行政法人法第59条第２項の規定により法人の職員となった者（以下「承継職員」という。）のうち、この規則の施行日前に地方公務員法（昭和25年法律第261号）その他関係法令、神奈川県職員服務規程（昭和28年神奈川県訓令第34号）その他関係規程により発令、承認、許可等を受けていた場合の当該発令、承認、許可等については、その効力を引き継ぐ。
３　承継職員の勤続年数の計算においては、神奈川県の職員として引き続いた在職期間（神奈川県の規程等において在職期間に含めることとされる期間を含む。）を含めるものとする。
（神奈川県からの派遣職員等の適用）
４　公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下「派遣法」という。）に基づき、神奈川県から派遣された職員には、派遣法第２条第１項に規定された神奈川県との取決めにおいて定められた事項については当該事項を適用し、当該取決めに定めがない事項についてはこの規則を適用する。
５　他法人との間で個別に締結した出向協定書に基づき、当該他法人から法人に出向した職員には、当該協定書において定められた事項については当該事項を適用し、当該協定書に定めがない事項についてはこの規則を適用する。
（臨時的任用職員に係る給料月額の特例の適用除外）
６　第60条の規定にかかわらず、臨時的任用職員については、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学職員の給与に関する規程附則第８項の規定は準用しない。

附　則

（施行期日）
この規程は、平成31年４月１日から施行する。

多様なメディアを利用した履修の運用方法等について

資料５

《運用方法》

（１）講義の収録

※授業を収録

①配信

（２）LMS（学習支援システム）

②視聴　**③レポートなどを提出**　**④添削、評価**

（３）自宅から受講

（４）教員が評価

《システム構成図》

録画システム・配信システム　※既に導入済み。修士課程で利用中。

録画カメラ

《ビデオ会議システムのカメラを利用》

- ■ 最大1080p60映像サポート
- ■ 光学10倍/デジタル2倍
- ■ オートフォーカス
- ■ 水平視野角　標準65°、オプション85°
- ■ 垂直視野角39°

録画・配信ソリューション

《録画・配信機能を実装したオールインワン装置》

- ■ オンライン上で通信を行う機能があり、各教室側に録画装置は不要
- ■ 動画をリアルタイムにエンコード処理を行いストリーミング配信可能
- ■ 最大同時６教室の録画が可能
- ■ 動画の視聴履歴も管理・確認が可能

視聴イメージ

LMS（学習支援システム）　※既に導入済み。修士課程で利用中。

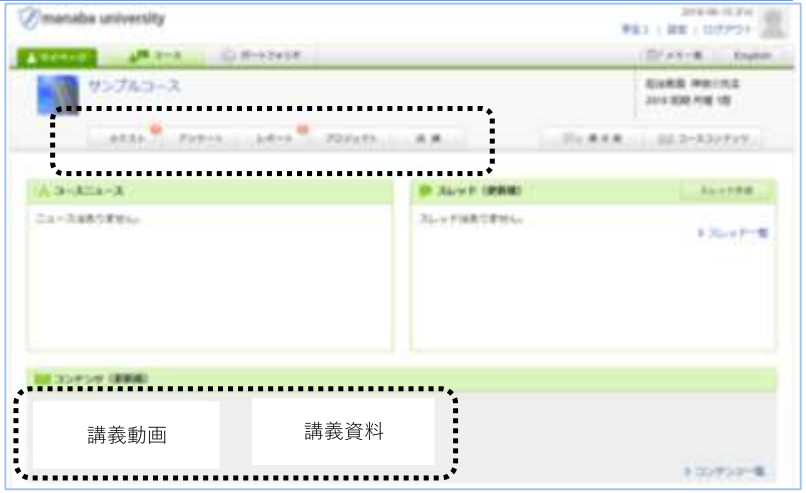

《LMSで備える予定の機能》

LMSの機能を利用して、資料配布、課題提出・添削・指導、質疑応答など、きめ細やかな指導と学生との意見交換を行う。

- ■ 講義資料のアップロード、講義動画のリンク先を表示する機能
- ■ 学生がレポートを提出し、教員と学生間で添削・指導ができる機能
- ■ グループワーク機能（課題に対して学生間で資料を共有・作成し、教員も適宜進捗確認・指導）
- ■ 理解度チェックのための講義後の小テスト機能
- ■ 質疑応答機能

資料6

ヘルスイノベーション研究科 博士課程　時間割

【1年前期(前半)】

	月	火	水	木	金	土
1時限目 9:00～10:30						
2時限目 10:40～12:10						
3時限目 13:00～14:30						
4時限目 14:40～16:10						
5時限目 16:20～17:50						
6時限目 18:40～20:10				各特別演習科目 ※	パブリックヘルス リーダーシップ 坂巻・鄭・渡邊・島岡・大西・昌子・Svensson・方・徳野・津野 A教室／メディア	
7時限目 20:20～21:50				ヘルスイノベーション特別研究※	パブリックヘルス リーダーシップ 坂巻・鄭・渡邊・島岡・大西・昌子・Svensson・方・徳野・津野 A教室／メディア	

【1年前期(後半)】

	月	火	水	木	金	土
1時限目 9:00～10:30						
2時限目 10:40～12:10						
3時限目 13:00～14:30						
4時限目 14:40～16:10						
5時限目 16:20～17:50						
6時限目 18:40～20:10				各特別演習科目 ※		
7時限目 20:20～21:50				ヘルスイノベーション特別研究※		

※各特別演習科目については上記以外に適宜、担当教員と学生が日程を調整し、1科目につき合計30時間履修する

※ヘルスイノベーション特別研究については上記以外に適宜、指導教員と学生が日程を調整し、合計180時間履修する

【1年後期（前半）】

	月	火	水	木	金	土
1時限目 9:00～10:30						
2時限目 10:40～12:10						
3時限目 13:00～14:30						
4時限目 14:40～16:10						世界の健康課題とイノベーション 鄭、島岡 A教室／メディア
5時限目 16:20～17:50						
6時限目 18:40～20:10				各特別演習科目 ※		
7時限目 20:20～21:50				ヘルスイノベーション特別研究※		

【1年後期（後半）】

	月	火	水	木	金	土
1時限目 9:00～10:30						
2時限目 10:40～12:10						
3時限目 13:00～14:30						
4時限目 14:40～16:10						
5時限目 16:20～17:50						
6時限目 18:40～20:10				各特別演習科目 ※		
7時限目 20:20～21:50				ヘルスイノベーション特別研究※		

※各特別演習科目については上記以外に適宜、担当教員と学生が日程を調整し、1科目につき合計30時間履修する

※ヘルスイノベーション特別研究については上記以外に適宜、指導教員と学生が日程を調整し、合計180時間履修する

【2年～3年】

	月	火	水	木	金	土
1時限目 9:00～10:30						
2時限目 10:40～12:10						
3時限目 13:00～14:30						
4時限目 14:40～16:10						
5時限目 16:20～17:50						
6時限目 18:40～20:10				ヘルスイノベーション特別研究※		
7時限目 20:20～21:50				ヘルスイノベーション特別研究※		

2

※ヘルスイノベーション特別研究については上記以外に適宜、指導教員と学生が日程を調整し、合計180時間履修する

資料７

神奈川県立保健福祉大学学位規則（案）

（目的）

第１条　この規則は、神奈川県立保健福祉大学学則第 36 条の規定に基づき、学位の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

第２条　学位に付記する専攻分野の名称は、別表１のとおりとする。

（学位の名称）

第３条　本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、学士の学位を授与された者は「神奈川県立保健福祉大学」を、修士及び博士の学位を授与された者は「神奈川県立保健福祉大学大学院」と付記するものとする。

（学位論文の提出要件）

第４条　修士論文（課題研究を含む）及び博士論文（以下「学位論文」という。）を提出できる者は、予定した修業年限の最終年度のものであり、所定の単位を修得した者又は学位論文の審査の日までに所定の単位を修得できる見込みのある者で、必要な研究指導を受けた者とする。

（学位論文）

第５条　学位論文は１編とし、研究科長に提出するものとする。また、必要により参考論文を添付することができる。なお、提出部数は別に定める。

２　提出した学位論文及び参考論文は返却しない。

（学位論文の審査）

第６条　修士の学位論文の審査は、神奈川県立保健福祉大学大学院研究科規則第４条第１項で規定する教授会（以下「教授会」という。）で決定した主査１名、副査２名で行う。

２　博士論文の審査は、博士論文審査会で行う。

（最終試験）

第７条　主査及び副査は、学位論文の内容及び専門領域に関する最終試験を口頭試問により行う。

（審査結果の報告）

第８条　主査は前条の審査結果を教授会に報告する。

２　教授会は前項の報告に基づき合否について審議する。

（合格者の報告）

第９条　教授会は、教授会の審議結果を学長に報告する。

（修士及び博士の学位の授与）

第 10 条　学長は、前条の報告に基づき、修士及び博士の学位を授与することができる。

（学位記の様式）

第 11 条　学位記の様式は別表２のとおりとする。

（学位授与の報告）

第 12 条　学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から３か月以内に

学位授与報告書を文部科学大臣に提出する。
（論文審査要旨の公表）
第13条　学長は、博士の学位を授与したときは、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を神奈川県立保健福祉大学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）で公表するものとする。
（学位論文の公表）
第14条　博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から１年以内に、当該学位論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前に公表されている場合は、この限りではない。
２　前項に規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合は、大学の承認を受けて、当該学位の論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、大学はその論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
２　前２項に規定する博士の学位を授与された者が行う公表は、リポジトリで行うものとする。
（学位授与の取消）
第15条　学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明した場合、又は本学の名誉を著しく毀損する行為があった場合は、学長は教授会の審議を経て学位を取消し、修了証書・学位記を返納させ、かつその旨を公表する。
（その他）
第16条　この規則の施行に関し必要な事項は別に定める。

附則
この規則は、平成30年４月１日から施行する。

附則
この規則は、平成31年４月１日から施行する。

附則
この規則は、令和３年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

１　学士の学位に付記する専攻分野の種類

学　　　部	専攻分野の種類
保健福祉学部	看護学 栄養学 社会福祉学 理学療法学 作業療法学

２　修士の学位に付記する専攻分野の種類

研　究　科	専攻分野の種類
保健福祉学研究科	看護学 栄養学 社会福祉学 リハビリテーション学
ヘルスイノベーション研究科	公衆衛生学

３　博士の学位に付記する専攻分野の種類

研　究　科	専攻分野の種類
保健福祉学研究科	保健福祉学
ヘルスイノベーション研究科	公衆衛生学

別表２（第 11 条関係）

第１号様式（学士の学位記　日本工業規格Ａ３横）

卒業証書・学位記

大学印

氏　名

年　月　日生

本学保健福祉学部　　　　学科

所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め、

学士（　　　学）の学位を授与する

年　月　日

神奈川県立保健福祉大学長　氏　　名

第　　号

第２号様式（修士の学位記　日本工業規格Ａ３　横）

修了証書・学位記

大学印

氏　名

年　月　日生

本学大学院保健福祉学研究科保健福祉学専攻の博士前期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士（　　　学）の学位を授与する

年　月　日

神奈川県立保健福祉大学長　氏　名

保修第　　号

第３号様式（修士の学位記②　日本工業規格Ａ３　横）

修了証書・学位記

大学印

氏　名

年　月　日生

本学大学院ヘルスイノベーション研究科ヘルスイノベーション専攻の修士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士（公衆衛生学）の学位を授与する

年　月　日

神奈川県立保健福祉大学長　氏　名

第　号
（修　）

第４号様式（博士の学位記　日本工業規格Ａ３　横）

修了証書・学位記

大学印

氏　名

年　月　日生

本学大学院保健福祉学研究科保健福祉学専攻の博士後期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（保健福祉学）の学位を授与する

年　月　日

神奈川県立保健福祉大学長　氏　名

保博第　号

第４号様式（博士の学位記　日本工業規格Ａ３　横）

修了証書・学位記

大学印

氏　名

年　月　日生

本学大学院ヘルスイノベーション研究科ヘルスイノベーション専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（公衆衛生学）の学位を授与する

年　月　日

神奈川県立保健福祉大学長　氏　名

（博第　号）

資料８

ヘルスイノベーション研究科における博士論文審査実施要項（案）

（趣旨）

第１条　この要項は、神奈川県立保健福祉大学学位規則（以下「規則」という。）第16条の規定に基づき、ヘルスイノベーション研究科における博士論文の審査に関し必要な事項を定めるものとする。

（研究計画の審査等）

第２条　博士論文研究計画の審査申請をする者は、博士課程修了予定年次の前年度の５月末までに研究科長に、研究計画審査申請書（様式第１号）を提出しなければならない。

２　研究科教授会は、研究計画審査申請書の提出があった場合、博士論文研究計画審査会（以下、「研究計画審査会」という。）を設置する。

３　研究計画審査会の審査員は、当該研究に関連深い学問分野を担当する教員のうち、研究指導教員の資格を有する者を含む３名以上とし、研究科教授会の議を経て、研究科長が選任する。

４　研究科長は、前項で選任された審査員の中から１名を主査に、他の審査員を副査に指名する。

　ただし、研究科長は、研究計画を申請した者の指導教員及び指導補助教員を主査に指名することは出来ない。

５　研究計画審査会は、研究計画審査結果報告書（様式第３号）により審査結果を研究科長に報告する。

６　研究計画の審査に合格した者は、原則として研究指導教員の指導を受け速やかに研究倫理審査等を受けなければならない。

（申請資格）

第３条　博士論文の最終審査申請ができる者は、規則第４条で定める外、単著または筆頭著者として、最終審査申請時点で掲載または掲載が予定されている論文（以下「副論文」という。）を１編以上有し、博士論文予備審査に合格した者とする。

２　前項の副論文は、国際的に評価されている英文誌（原則として、トムソン・ロイター社のWeb of Science を基にした Journal Citation Reports　において、Impact factor　が算出されているものに限る）または、日本学術会議協力団体による査読が行われている和文誌の原著論文または原著論文相当と認められるものとする。

　なお、博士論文最終審査の申請時点で掲載または掲載が予定されているものとし、博士論文予備審査の時点では投稿の受付まで完了していれば審査を行うことができるものとする。この条件を満たさない場合には、投稿予定学術誌と投稿予定日、ならびに指導教員の説明を必要とするものとする。

（博士論文予備審査）

第４条　博士論文予備審査の審査申請をする者は、修了年次の９月末までに、博士論文予備審査申請書（様式第４号）に予備審査用論文、副論文、論文の要旨（様式第７号）、研究業績書（様式第８号）を添えて研究科教授会に博士論文予備審査（以下「予備審査」という。）を申請しなければならない。

２　予備審査は、第６条の規定による博士論文審査会で行い、博士論文審査会は予備審査結果を研究科長に報告する。（様式第９号）

３　研究科長は、前項の審査結果を予備審査申請者及び予備審査申請者の指導教員に通知しなければならない。

（博士論文最終審査）
第５条　前条第３項で、予備審査結果合格との通知を受けた申請者は、別に定める期日までに、指導教員の承認を得て、次の書類を研究科長に提出し、博士論文最終審査（以下「最終審査」という。）を申請しなければならない。
(1)　博士論文審査申請書（様式第５号）
(2)　博士論文
(3)　副論文
(4)　論文目録（様式第６号）
(5)　論文の要旨（様式第７号）
(6)　研究業績書（様式第８号）
(7)　その他、研究科教授会が必要と認める書類
２　最終審査は、次条の規定による博士論文審査会で行う。

（博士論文審査会）
第６条　博士論文審査会審査員（以下「審査員」という。）の選任は次により行うものとする。
（1）研究科長は、申請者の調書及び審査員候補者一覧を作成する。
（2）審査員候補者は、当該研究に関連深い学問分野を担当する教員のうち、研究指導教員の資格を有する者を含む３名以上とする。
（3）研究科長は、研究科教授会の議を経て、審査員候補者から審査員を選任し、審査員のうちから１名を主査に、他の委員を副査に指名し、申請者に通知する。
ただし、研究科長は、申請者の指導教員、指導補助教員及び第３条で定める副論文の共著者を主査に指名することは出来ない。
（4）研究科教授会は、必要があると認めるときは予備審査と最終審査で、審査員を変更することができる。
（5）研究科教授会は、必要に応じて学外の有識者等を審査員として選任することができる。
２　審査会の任務は、次のとおりとする。
（1）審査会は予備審査結果を、研究科長に報告する。（様式第９号）
（2）審査会は最終審査結果を、博士論文審査結果報告書（様式第 10 号）に博士論文審査及び最終試験の結果の要旨（様式第 11 号）を添えて研究科教授会に報告する。なおこの際に、博士論文と副論文本体を回覧するものとする。
３　審査会は、博士論文の審査に必要があるときは、申請者に博士論文に関する資料を提出させ、または必要事項について説明を求めることができる。
４　審査会は、必要と認められる場合に再審査を行うことができる。

（異議申立）
第７条　第４条及び第５条の規定により審査を受けた者で、その審査結果に異議がある場合は学長に異議を申し立てることができる。
２　学長は前項の異議申立について相当の理由があると認める場合は、研究科長に調査を命ずることができる。
３　前項の規定により調査を実施した時は、研究科長は調査結果を速やかに学長に報告しなければならない。

（その他）
第８条　この要項の施行に関し、必要な事項は別に定める。

　附則
（施行期日）
この要項は、令和３年４月１日から施行する。

様式第１号

研究計画審査申請書

年　　月　　日

神奈川県立保健福祉大学大学院
ヘルスイノベーション研究科長　　殿

ヘルスイノベーション研究科
ヘルスイノベーション専攻
博士課程　　　　　年度入学

学籍番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

博士論文審査実施要項第２条の規定により研究計画審査を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

１　研究題目

２　添付書類
　　博士課程研究計画概要書（様式第２号）　　部
　　研究計画書　　部

指導教員氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

指導補助教員氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

指導補助教員氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

様式第２号

博士課程研究計画概要書

年　　月　　日

氏　名		学籍番号	(　　　年度入学)
研 究 題 目			
研究の準備状況			
研究の背景			
研究目的			
研究方法			

様式第３号

研究計画審査結果報告書

年　　月　　日

神奈川県立保健福祉大学大学院
ヘルスイノベーション研究科長　　殿

研究計画審査員

主査　　　　　　　　　　　　　印

副査　　　　　　　　　　　　　印

副査　　　　　　　　　　　　　印

博士論文の研究計画審査結果について、次のとおり報告します。

申請者氏名		学籍番号	
研究題目			
研究計画審査の結果の要旨			
研究計画審査結果	合格　　・　　不合格		
添付書類	博士課程研究計画概要書（様式第２号）		

様式第４号

博士論文予備審査申請書

年　　月　　日

神奈川県立保健福祉大学大学院
ヘルスイノベーション研究科長　　殿

ヘルスイノベーション研究科
ヘルスイノベーション専攻
　博士課程　　　　　　年度入学

学籍番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

　博士（公衆衛生学）の学位を申請するにあたり、博士論文審査実施要項第４条の規定により博士論文予備審査を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

１　博士論文題目

２　添付書類
　予備審査用論文　　　　部
　副論文　　　　　　　　部
　論文の要旨　　　　　　部
　研究業績書　　　　　　部

指導教員氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

指導補助教員氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

指導補助教員氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

様式第５号

博 士 論 文 審 査 申 請 書

年　　月　　日

神奈川県立保健福祉大学大学院
ヘルスイノベーション研究科長　　殿

ヘルスイノベーション研究科
ヘルスイノベーション専攻
　博士課程　　　　　　年度入学

学籍番号＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

　神奈川県立保健福祉大学学位規則第５条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添え博士論文を提出しますので、審査願います。

１　博士論文　　　　　部

２　副論文　　　　　　部

３　論文目録　　　　　部

４　論文の要旨　　　　部

５　研究業績書　　　　部

指導教員氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

指導補助教員氏名＿＿＿＿＿＿＿＿印

指導補助教員氏名＿＿＿＿＿＿＿＿印

様式第６号

論 文 目 録

学籍番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

博 士 論 文

題 目

副論文　　　編　　　冊

１　題 目
２　著者名
３　学術雑誌等（巻・号・頁）
４　発行年月日

参考論文　　　編　　　冊

１　題 目
２　著者名
３　学術雑誌等（巻・号・頁）
４　発行年月日

様式第７号

論 文 の 要 旨

学籍番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

題　　目	
要 旨	

（注）内容は 2,000 字程度とすること

様式第８号

研究業績書

氏　　名	印			
著書・学術論文等の名称	単著・共著の別	発行又は発表年月日	発行所・発表雑誌等又は発表学会等の名称	概　要

様式第９号

予備審査結果報告書

年　　月　　日

神奈川県立保健福祉大学大学院
ヘルスイノベーション研究科長　　殿

博士論文審査員

主査　　　　　　　　　　　　印

副査　　　　　　　　　　　　印

副査　　　　　　　　　　　　印

博士論文の予備審査結果について、次のとおり報告します。

申請者氏名		学籍番号	
論文題目			
予備審査の結果の要旨			
予備審査結果	合格　　・　　不合格		
添付書類	論文の要旨（様式第７号）		

様式第 10 号

博士論文審査結果報告書

年　　月　　日

神奈川県立保健福祉大学大学院
ヘルスイノベーション研究科長　　殿

博士論文審査員

主査　　　　　　　　　　　　印

副査　　　　　　　　　　　　印

副査　　　　　　　　　　　　印

博士論文審査及び最終試験の結果について、次のとおり報告します。

申請者氏名		学籍番号	
論文題目			
審査年月日	年　　月　　日		
論文審査及び最終試験結果	合格　・　不合格		
添付書類	1　博士論文審査及び最終試験の結果の要旨（様式第 12 号） 2　論文の要旨（様式第号）		

様式第 11 号

博士論文審査及び最終試験の結果の要旨

氏　　名	
論文題目	
論文審査員	主 査　　　　　　　　　　　印 副 査　　　　　　　　　　　印 副 査　　　　　　　　　　　印

【論文審査の結果の要旨】

様式第 11 号裏面

【最終試験の結果の要旨】

資料9

ヘルスイノベーション研究科（博士課程）履修指導及び研究指導の方法・スケジュール

			学生	指導教員	研究科教授会
1年次	前期	4月	入学 研究分野及び指導教員の希望		指導教員の決定
		5月			
		6月	研究課題の決定	研究課題の助言 指導補助教員1～2名の指名	指導補助教員1～2名の決定
		7月			
		8月	研究計画の立案	研究計画の指導	
		9月			
	後期	10月			
		11月			
		12月	研究計画書の発表		研究計画発表会の開催
		1月			
		2月			
		3月			単位認定、状況確認
2年次	前期	4月	研究の遂行	研究計画の進行状況確認	研究計画の進行状況確認
		5月	研究計画書の提出		研究計画審査員（主査、副査）の決定
		6月			研究計画審査会の開催
		7月	研究倫理審査申請		[学内研究倫理審査委員会]
		8月	研究の遂行	研究指導	[研究の承認]
		9月			
	後期	10月			
		11月	博士論文中間報告会	博士論文中間報告の指導	博士論文中間報告会の開催
		12月			
		1月			
		2月			
		3月			単位認定、状況確認
3年次	前期	4月	研究の遂行	研究指導	
		5月			
		6月			
		7月			
		8月			
		9月	博士論文予備審査申請提出		博士論文審査員（主査、副査）の決定
	後期	10月			博士論文予備審査会の開催
		11月	博士論文予備審査結果の通知	博士論文予備審査結果の通知	
		12月			
		1月	博士論文の提出		博士論文最終審査会兼発表会の開催
		2月			博士論文審査結果の通知 研究科教授会による合否判定 修了の認定
		3月	修了（学位記の交付）		

資料10

研究指導の流れ

時期		項目	内容
入学試験時及び入学時		研究分野及び指導教員の希望確認	・出願時の研究計画案により入学試験時に研究分野及び指導教員の希望を確認する。
1年次	4月	研究科ガイダンス	・研究科長ほか教員から、履修モデルや研究指導の流れ等の基本的内容について説明する。
		指導教員の決定及び研究指導開始 （「ヘルスイノベーション特別研究」の履修）	・入学（試験）時の確認結果に基づき指導教員を決定し、研究指導を開始する。 ・学生の英語での論文執筆に支援が必要な場合には、修士課程で前期に開講される「アカデミック・ライティング」の受講を推奨する。その他、研究計画案に基づき個別の履修指導を行う。
	6月	研究課題の決定	・出願時の研究課題・研究計画案を、指導教員のもとで練り上げ、研究課題を決定する。 ・指導教員は研究課題をふまえて指導補助教員１～２名を指名し、指導補助教員が決定する。
	7～11月	研究計画の立案	・決定した研究課題に基づき研究計画を精緻化する。 ・指導教員による指導のもと、国内外の文献検討、研究フィールドの確保、研究倫理への対応、データの収集と分析、考察を行う。 ・あわせて副論文についても指導を行う。 ・研究課題に関連する「特別演習科目」の履修を通じて、指導教員以外からも多角的に指導を行う。
	12月	研究計画発表会	・研究課題及び研究・論文執筆に関する進捗状況を報告し、指導教員以外からも幅広く教員や他の学生から助言・指導を受け、研究計画審査に向けた計画の確認、見直し、発表能力の修得を図る機会とする。
	3月	単位認定、状況確認	・１年次の単位認定及び科目履修状況を確認する。
2年次	4月～	研究の遂行、進行状況確認 （「ヘルスイノベーション特別研究」の履修）	・研究計画書提出に向け、指導教員の指導のもと研究の進捗状況を確認しながら研究を遂行していく。
	5月	研究計画書の提出	・指導教員のもと研究計画書を作成し提出する。
	5～6月	研究計画審査会	・博士論文研究計画審査会において、研究計画が適切であるか、審査員（主査及び副査）による研究計画の審査を受ける。
	6～7月	研究倫理審査	・指導教員のもと研究開始前に必ず研究倫理審査の必要性について検討し、審査が必要な場合には倫理審査を受ける。
	8月～	研究計画に基づく研究の遂行	・研究計画に基づき研究を遂行する。
	11月	博士論文中間報告会	・研究や論文執筆に関する進捗状況を報告し、指導教員以外からも幅広く教員や他の学生から助言・指導を受け、計画の確認、発表能力の修得、論文執筆に向けた見直しを図る機会とする。
	3月	単位認定、状況確認	・２年次の単位認定及び科目履修状況を確認する。
3年次	4月～	研究の遂行、進行状況確認 （「ヘルスイノベーション特別研究」の履修）	・研究計画に基づき、中間報告会での意見もふまえながら、指導教員の指導のもと引き続き研究を遂行する。 ・博士論文の執筆方法や構成等についても確認を行う。
	9～11月	博士論文予備審査	・指導教員の指導のもと９月末までに予備審査申請を行う。 ・予備審査では、副論文等の博士論文提出資格の状況及び博士論文の進捗状況に基づき、審査員（主査及び副査）が審査を行うとともに、内容について助言指導を行う。 ・学生は予備審査で受けた助言指導をふまえ、引き続き研究を遂行する。
	1月	博士論文の提出	・指導教員の指導のもと、博士論文、副論文、最終審査用論文要旨、研究業績書等を提出する。
	1～2月	博士論文研究発表会 博士論文最終審査	・公開の研究発表会及び博士論文最終審査会において、研究成果の発表を行うとともに、博士論文の評価基準に基づき、審査員（主査及び副査）の最終審査を受ける。 ・最終審査は提出された博士論文の内容審査及び当該論文の内容についての口頭試問（最終試験）によって行われる。
	2月	博士課程修了判定	・教授会により博士論文最終審査結果及び単位取得状況に基づき修了の合否が判定される。
	3月	博士課程の修了及び学位の授与	・修了判定の結果に基づき、博士の学位を授与される。 ・学位授与から３か月以内に博士論文の要旨等、１年以内に、論文の全文を本学ホームページで原則公表する。

資料11

神奈川県立保健福祉大学研究倫理審査規程

（趣旨）

第1条　この規程は、神奈川県立保健福祉大学（以下「本学」という。）の教員、学部生、大学院生（博士前期・後期課程）、研究生、研修生（以下「研究者」という。）が人を対象とする研究又は人から取得された試料を用いる研究を行うに当たり、倫理的配慮を行うことを目的として必要な事項を定める。

（申請）

第2条　研究者が研究を行う際は、別に定めるところの研究倫理に係る研修会を受講したうえで、必要事項を記載した研究倫理審査申請書（様式第1号）を学長に提出しなければならない。

2　研究者のうち学部生、大学院生（博士前期・後期課程）、研究生、研修生（以下「学生等」という。）が前項の規定による申請を行う場合は、指導教員が適切な指導及び監修を行い、指導教員又は学生等が学長に申請するものとする。

3　学長は、研究者から申請があった場合は、研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）に意見を求めるものとする。

（審査）

第3条　委員会は前条第3項の規定により、意見を求められた場合は、次の各号に掲げる事項に留意し、適切な審査を行う。

⑴　研究の対象となる個人（以下「対象者」という。）の人権は擁護されるか。

⑵　対象者への研究目的、内容及び方法等の説明は適切に行われ、対象者の同意を得る方法は適切か。

⑶　研究の実施に伴って対象者が受ける不利益や危険性はないか。

⑷　研究の実施によって学術的または社会的な貢献が期待できるか。

2　委員会は、申請を行った研究者の出席を求め、申請の内容や意見を聴取することができる。

3　委員は自己の申請に関する審査に参加することができない。

4　研究計画が軽易な事項の審査については、委員会が別に定めるところにより迅速審査を行うことができる。

（判定）

第4条　申請された研究の判定は、次の各号に掲げる区分により行う。

⑴　承認

⑵　条件付き承認

⑶　変更の勧告

⑷　不承認

⑸　保留（継続審査）

（6）非該当

（7）中止

2　判定に当たっては、出席委員の合意を原則とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、議決を持って判定することができる。議決は過半数をもって行い、同数の場合には委員長が決定する。

3　審査結果の概要は、公表するものとする。

（審査結果の報告）

第5条　委員長は委員会の判定又は迅速審査の判定について、研究倫理審査結果報告書（様式第3号）により速やかに学長に報告しなければならない。

（審査結果の通知）

第6条　学長は、前条の規定による報告を受けたときは、研究倫理審査申請書の受理後1か月以内に研究倫理審査結果を研究倫理審査結果通知書（様式第4号）により、申請者に通知する。

2　前項の通知が、第4条第1項第2号から第7号までに該当する場合には、その理由等を研究倫理審査結果通知書に明記する。

（審査結果に基づく再申請）

第7条　前条の通知が第4条第1項第3号又は第4号に該当する場合には、申請を行った研究者は内容を修正の上、第2条と同様の手続きにより再申請することができる。

（審査に対する異議の申立）

第8条　第6条の審査結果の通知に異議のある場合には、申請を行った研究者は異議の根拠となる資料等を添え、第2条と同様の手続きにより異議申し立てを行うことができる。

（進捗状況の報告）

第9条　研究者は、承認された研究期間が2年を超えるとき、毎年年度末までの進捗状況を年度終了後30日以内に研究進捗状況報告書（様式第5号）により学長に報告しなければならない。

（計画の変更）

第10条　研究者は、承認された研究計画のうち倫理的側面に関する計画を変更する必要が生じたときは、速やかに研究計画変更申請書（様式第6号）を学長に提出しなければならない。

2　前項の申請が行われた場合は、学長は委員会に意見を求め、委員会は第3条に基づく審査を行い、学長は第6条による通知を行う。

3　計画の変更のうち、倫理的側面以外の部分を変更する場合は、研究計画変更報告書（様式第7号）により学長に報告しなければならない。

（終了又は中止の報告）

第11条　研究者は、承認された研究が終了したときは、速やかに研究終了報告書（様式第2号）により学長に報告しなければならない。

2　研究者は、承認された研究を中止したときは、速やかに研究中止報告書（様式第8号）により学長に報告しなければならない。

（研究中止又は変更の勧告）

第12条　研究者は、対象者に危険又は不利益が生じたときは、遅滞なく学長に報告しなければならない。

2　委員会は、学長が前項の報告を受けたときは、当該研究計画の変更、中止に関して必要な意見を学

長に述べることができる。

3　学長は、当該研究計画の変更、中止に関し必要な事項を決定する。

4　学長は、対象者からの申請等により倫理上問題があると認めた研究について審査の有無に関わらず、中止又は変更を勧告することができる。

（倫理審査を必要としない研究）

第13条　非該当（倫理審査を必要としない研究）の判断が必要な研究計画については、研究倫理審査申請書（様式第1号）により申請し、倫理審査を必要としない研究の承認通知書（様式第9号）を受けることができる。

（研究倫理意識の向上）

第14条　研究者は本規程の趣旨を十分遵守するため、常に研究倫理に関する意識の向上に努めると共に、学長は研究者が自己研鑽を図るため研修等を行う。

（委員の守秘義務）

第15条　委員会の委員は、審査等を行う上で知りえた個人及び研究計画等に関する情報を法令に基づく場合など正当な理由なしに漏らしてならない。委員を退いた後も同様とする。

（雑則）

第16条　この規程の定めるもののほかに、研究倫理審査に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附　則

この規程は、平成15年9月17日から施行する。

附　則

この規程は、平成16年3月17日から施行する。

附　則

この規程は、平成18年2月15日から施行する。

附　則

この規程は、平成19年7月18日から施行する。

附　則

この規程は、平成22年3月17日から施行する。

附　則

この規程は、平成26年3月28日から施行する。

附　則

この規程は、平成27年4月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成27年10月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成30年4月１日から施行する。

様式第1号(第2条、第13条関係)

研 究 倫 理 審 査 申 請 書

年　月　日 提 出
年　月　日再提出

神奈川県立保健福祉大学長　殿

申 請 者 氏 名:＿＿＿＿＿＿＿＿
所 属 学 科 等・職:＿＿＿＿＿＿＿＿
(指 導 教 員 名):＿＿＿＿＿＿＿＿
研 修 会 受 講 番 号:＿＿＿＿＿＿＿＿

以下の研究について、倫理審査を申請します。

1. 審査対象	□通常審査　□迅速審査Ⅰ □迅速審査Ⅱ　□非該当	受付番号	※受付番号は記入しないでください
2. 研究課題名			
3. 研究代表者 (所属・職・氏名)			
4. 研究分担者 (所属・職・氏名)			

5.研究の内容
(1) 該当する研究倫理指針: □医学系　□その他(　　　　)
(2) 研究の種類: □観察　□介入　□その他(　　　　)
(3) 介入および試料採取における侵襲性: □無　□有(□但し軽微な侵襲(内容　　　　))
(4) 公表方法: □卒論　□修論　□博論　□学術雑誌　□その他(　　　　)
(5) 情報の取得と提供: □新たに個人情報を取得する　□既存試料・情報の提供を受ける
□他機関に試料・情報を提供する
(6) 取り扱う情報の種類: □情報単体で特定の個人を識別することができるもの
□他の情報と照合することによって特定の個人を識別することができるもの
□個人識別符号が含まれるもの　□要配慮個人情報
□匿名加工情報・非識別加工情報　□個人が特定されない(無記名等)
(7) 対応表: □無　□有(□情報提供元　□研究者　□その他(　　　　))
(8) 研究費:(　　　　)
(9) 審査範囲: □研究全体　□分担研究部分
(10) 利益相反: □無　□有(利益相反委員会:□申請不要　□申請中　□承認(　　　　))
(11) 他組織の研究倫理審査委員会への申請: □無　□有
(12) 研究期間: 承認後～　年　月　日

6.研究の概要 目的及び意義: 対象: 方法:
7. 添付書類

様式第2号(第11条関係)

研　究　終　了　報　告　書

年　月　日提出

神奈川県立保健福祉大学長　殿

申請者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所属学科等・職:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※ 受付番号＿＿＿＿＿＿＿＿

1 研究課題名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2 研究代表者　所属学科等及び職・氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3 研究分担者　所属学科等及び職・氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4 判定結果通知番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿

【留意事項】

1. ※欄は記入しないでください。

様式第3号(第5条関係)

研 究 倫 理 審 査 結 果 報 告 書

年　月　日

神奈川県立保健福祉大学長　殿

研究倫理審査委員会委員長

受付番号＿＿＿＿＿＿＿＿

研究課題名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

研究代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

研究分担者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

　　年　月　日付けをもって諮問のあった上記研究実施計画について、当委員会で(通常審査／迅速審査)した結果、次のとおり判定しましたので報告します。

1　判定結果　　　　　　　　　　　　(判定結果報告番号＿＿＿＿)

2　判定理由

3　申請者への意見等

様式第4号(第6条関係)

研 究 倫 理 審 査 結 果 通 知 書

年　月　日

申請者

殿

神奈川県立保健福祉大学長　　印

受付番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

研究課題名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

研究代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

研究分担者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

　上記研究実施計画について研究倫理審査委員会で(通常審査／迅速審査)した結果、次のとおり判定しましたので通知します。

1　判定結果　　　　　　　　　　　　　　　　　　(判定結果通知番号　＿＿＿＿＿＿)

2　判定理由

3　申請者への意見等

様式第５号（第９条関係）

研 究 進 捗 状 況 報 告 書

年　月　日提出

神奈川県立保健福祉大学長　殿

申 請 者 氏 名 ： ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所属学科等・職:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　受付番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　研究課題名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　研究代表者　　所属学科等及び職・氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3　研究分担者　　所属学科等及び職・氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　研究の進捗状況

【留意事項】

1. 2年を超える研究の場合、毎年年度末までの進捗状況を年度終了後30日以内に報告してください。
2. ※欄は記入しないでください。

様式第 6 号(第 10 条関係)

研 究 計 画 変 更 申 請 書

年　月　日提出

神奈川県立保健福祉大学長　殿

申 請 者 氏 名 : ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所属学科等・職:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　受付番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　研究課題名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　研究代表者　　所属学科等及び職・氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3　研究分担者　　所属学科等及び職・氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　判定結果通知番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

5　研究の変更の内容及びその理由

(1)変更内容

(2)理由

【留意事項】

1. 変更後の研究実施計画書、及びその他変更した書類を添付してください。
2. ※欄は記入しないでください。

様式第7号（第10条関係）

研　究　計　画　変　更　報　告　書

年　　月　　日提出

神奈川県立保健福祉大学長　殿

申 請 者 氏 名 ： ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所属学科等・職:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　受付番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　研究課題名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　研究代表者　　所属学科等及び職・氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3　研究分担者　　所属学科等及び職・氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　判定結果通知番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

5　研究の変更の内容及びその理由

（1）変更内容

（2）理由

【留意事項】

1. ※欄は記入しないでください。

様式第８号(第 11 条関係)

研　究　中　止　報　告　書

年　月　日提出

神奈川県立保健福祉大学長　殿

申請者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所属学科等・職:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　受付番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　研究課題名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　研究代表者　所属学科等及び職・氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3　研究分担者　所属学科等及び職・氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　判定結果通知番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

5　中止の理由

【留意事項】

1. ※欄は記入しないでください。

様式第9号(第 13 条関係)

倫理審査を必要としない研究の承認通知書

年　　月　　日

申請者

殿

神奈川県立保健福祉大学長　　印

受付番号 ________________________

研究課題名 ____

上記研究について、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に基づき、倫理審査を必要としない研究と承認します。

承認通知番号 ____________________

資料12

神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科規則（案）

目次

第 1 章　総則（第1条・第2条）
第 2 章　組織（第3条～第6条）
第 3 章　編入学生等の修業年限及び在学年限（第7条・第8条）
第 4 章　入学（第9条～第12条）
第 5 章　教育課程、単位及び履修方法（第13条～第19条）
第 6 章　修了（第20条）
第 7 章　その他（第21条）
附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条　この規則は、神奈川県立保健福祉大学学則（以下「学則」という。）に定めのあるものの外、神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科（以下「研究科」という。）の組織運営に関し、必要な事項を定める。

（養成する人材）

第2条　研究科は、企業家精神を持ち、科学的根拠に基づいたアプローチによって保健医療分野における社会変革に意を尽くすことができる国際的な人材を養成する。

第2章 組織

（副研究科長）

第3条　研究科に、副研究科長を置くことができる。

2　副研究科長は、研究科長を補佐する。

（研究科教授会）

第4条　教授会は、研究科の教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。ただし、学長が必要と認めるときは、その他の職員を加えることができる。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1)　学生の入学、課程の修了及び賞罰に関する事項

(2)　学位の授与に関する事項

(3)　前各号に規定するもののほか、研究科の教育研究に関する重要な事項で、教授会の

意見を聞くことが必要なものとして学長が定める事項

3　教授会は前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

4　その他教授会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

（研究科運営会議）

第5条　研究科に研究科内の連絡調整を行い、もって研究科の運営を円滑にするため、研究科運営会議を置く。

2　研究科運営会議は、研究科長、副研究科長及び関係する職員をもって組織する。ただし、研究科長が必要と認めるときは、その他教員を加えることができる。

3　その他、研究科運営会議の組織運営に関し必要な事項は、別に定める。

（委員会）

第6条　研究科に常設又は臨時の委員会を置くことができる。

2　委員会について必要な事項は、学長が別に定める。

第3章　編入学生等の修業年限及び在学年限

（修業年限）

第7条　第 11 条の規定により入学した学生及び第 19 条第 1 項の規定により、学長が長期にわたる教育課程の履修を認めた学生の修業年限は、学則第 25 条ただし書きの規定に基づき、学長が別に定める。

（在学年限）

第8条　第 11 条の規定により入学した学生及び第 19 条第 1 項の規定により、学長が長期にわたる教育課程の履修を認めた学生の在学年限は、学則第 26 条ただし書きの規定に基づき、学長が別に定める。

第4章　入学

（入学の時期）

第9条　学則第 27 条で規定する学期の始めとすることができる場合は、学長が特別の必要があり、教育上支障がないと認めるときとする。

（入学資格）

第 10 条　修士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）　学校教育法第 83 条に規定する大学を卒業した者

（2）　学校教育法第 104 条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育による16年の課程を修了した者
(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
(6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
(7) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年2月文部省告示第5号)
(8) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
2 博士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
(1) 修士の学位や専門職学位を有する者
(2) 外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
(3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
(4) 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程(文部科学大臣指定外国大学(大学院相当)日本校)を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
(5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
(6) 大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者(平成元年文部科学省告示第118号)
(7) 研究科において個別の入学資格審査により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、入学時までに24歳に達した者

(編入学、転入学及び再入学)
第11条 学長は、研究科への編入学、転入学及び再入学を志願する者があるときは、選抜のうえ、教授会の意見を聴いた上で相当年次に入学を許可することができる。
2 前項に定めるもののほか、編入学、転入学及び再入学に必要な事項は別に定める。

(編入学等の取扱い)
第12条 前条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び履修した単

位の取扱い並びに在学する年限については、教授会の意見を聴いた上で学長が定める。

第5章　教育課程、単位及び履修方法

（授業科目）

第 13 条　修士課程の授業科目の種類及び単位数は、別表1のとおりとし、博士課程の授業科目の種類及び単位数は、別表3のとおりとする。

2　前項に規定する授業科目の履修方法その他必要な事項は、学長が別に定める。

（単位の計算方法）

第14条　前条に規定する授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1)　講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2)　実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

（単位の授与）

第15条　学長は、研究科の授業科目を履修し、必要な学修の成果をあげた者には、所定の単位を与える。

2　単位の認定方法について必要な事項は、学長が別に定める。

（成績の評価）

第16条　研究科の授業科目の成績は、S、A、B、C、Dの評語をもって表し、S、A、B及びCに所定の単位を与え、Dには単位を与えない。ただし、評点を付さない授業科目については、授与又は不授与をもって表す。また、評価不能については／をもって表す。

（入学前の既修得単位の認定）

第 17 条　学長は、教育上有益と認めるときは、研究科の学生が本学に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準第 15 条）を、研究科に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2　前項に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

（他大学院における授業科目の履修等）

第 18 条　学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、研究科の学生が当該他の大学院で履修した授業科目を本学大学院における授業科目の履修により修得

したものとみなすことができる。
2 前項に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。
（長期にわたる教育課程の履修）
第19条 修士課程に在学している学生が、学則第25条で定める標準修業年限を超えて一定の期間（以下「長期履修期間」という。）にわたり教育課程を履修して修士課程を修了することを申し出たときは、第7条の規定にかかわらず学長は、その計画的な履修を認めることができる。
2 その他、長期にわたる教育課程の履修について必要な事項は、学長が別に定める。

第6章 修了

（修了）
第20条 学長は修士課程に2年（第11条の規定に基づき入学した研究科の学生については、別に定める期間）以上在学し、別表1に定める授業科目を履修し、及び別表2に定める単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査及び試験に合格した学生について、課程の修了を認定する。ただし、在学中に特に優れた業績を上げた学生については修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
2 学長は博士課程に3年（第11条の規定に基づき入学した研究科の学生については、別に定める期間）以上在学し、別表3に定める授業科目を履修し、及び別表4に定める単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び試験に合格した学生について、課程の修了を認定する。
3 学長は、課程の修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

第7章 その他

（委任）
第21条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

（施行期日）
1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1　この規則は、令和3年４月１日から施行する。

資料13

令和元年度　ＦＤ・ＳＤについて（実績一覧）

１　全学的な取組み

日時	講師	所属	テーマ
4月17日	大谷　泰夫	神奈川県立保健福祉大学理事長	保健福祉大学の目指すもの、展望
	中村　丁次	神奈川県立保健福祉大学学長	ヒューマンサービスについて
5月15日	中島　啓	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学研究科副研究科長・教授、ヘルスイノベーション研究科　教授	2019年度研究倫理に係る研修会
6月19日	小林　弥生	関東学院大学カウンセリングセンター	学生相談からみたキャンパス・ハラスメント
7月17日	郡 健二郎	公立大学法人名古屋市立大学学長	科研費；申請なくして採択なし。採択される秘伝とは。
9月2日 9月10日	天城 直政	神奈川県立保健福祉大学事務局長	法人化について
10月16日	鄭　雄一	神奈川県立保健福祉大学ヘルスイノベーション研究科長・教授	未病指標の構築に向けて
11月20日	北川　年一	医療法人財団青山会福井記念病院　院長補佐	大学におけるハラスメントとメンタルヘルス
12月18日	谷口　千絵	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部看護学科　教授	ニューカッスル大学との共同研究報告
	間瀬　由記		
1月15日	溝上　慎一	学校法人桐蔭学園理事長	アクティブラーニングの理論と方法に関する研修

２　大学院（ヘルスイノベーション研究科）における取組み

日時	講師	所属	テーマ
6月20日	津野　香奈美	神奈川県立保健福祉大学ヘルスイノベーション研究科	長時間労働や職場でのいじめ、いやがらせ等に関する研究他２件
	黒河　昭雄		
	伊藤　紗也佳		
7月18日	八代　嘉美	神奈川県立保健福祉大学ヘルスイノベーション研究科	幹細胞生物学等に関する研究他２件
	吉田　穂波		
	Thomas　Svensson		
9月19日	成松　宏人	神奈川県立保健福祉大学ヘルスイノベーション研究科	臨床疫学等に関する研究他２件
	方　雪敏		
	渡邊　亮		
10月17日	中村　翔	神奈川県立保健福祉大学ヘルスイノベーション研究科	疫学、予防医学等に関する研究他２件
	川村　顕		
	島岡　未来子		
11月21日	鄭　雄一	神奈川県立保健福祉大学ヘルスイノベーション研究科	未病に関する研究他２件他２件
	西村　淳		
	中島　啓		
12月19日	徳野　慎一	神奈川県立保健福祉大学ヘルスイノベーション研究科	ヘルスケア領域の技術革新とその政策課題に関する研究他１件
	大西　昭朗		
	中原　慎二		
1月23日	坂巻　弘之	神奈川県立保健福祉大学ヘルスイノベーション研究科	医療経済学等に関する研究他１件
	昌子　久仁子		